

官報

号外

令和二年二月六日

○第二百一回 衆議院会議録 第五号

令和二年二月六日(木曜日)

午後一時 本会議

○今日の会議に付した案件
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
出の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣麻生太郎君。

(國務大臣麻生太郎君登壇)

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明させていただきます。

本法律案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に關し、所要の改正を一体として行うものであります。

以下、その大要を申し述べさせていただきます。

第一に、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設、投資及び賃金引上げを促すための税制の要件の見直し、連結納税制度の見直し等を行うことといたしております。

第二に、経済社会の構造変化を踏まえ、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、NISA制度の見直し等を行うことといたしております。

このほか、消費税の申告期限を延長する特例の創設等を行うとともに、住宅用家屋の所有権の保存登記等に関する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うことといたしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
出の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。末松義規君。

(末松義規君登壇)

○末松義規君 共同会派、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの末松義規でございます。私は、共同会派を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

まず初めに、これまでの予算委員会でも国民の疑念が更に深まった桜を見る会についての総理答弁に關し、質問をします。

二月四日の予算委員会で、総理は、桜を見る会前夜祭に係るアンケートの作成や発送、通信費等の費用は自民党山口県第四支部が支出したと答弁されておりますが、総理個人の後援会主催会合に党支部から経費を支出する理由は何でしょうか。また、それは適切な支出と言えるでしょうか。

総理は、前夜祭は会場ホテルと参加者八百人個人個人の契約、すなわち契約主体はホテルと参加者で、支出としては両者のみで完結しているから、前夜祭の主催者である安倍晋三後援会の支出はないと、常識では考えづらい主張をしておられます。

総理が支部長である党支部に前夜祭に係る収支

が発生しているということは、前夜祭の契約主体は安倍事務所であり、前夜祭の収支について収支報告書に当然記載義務が生じるのではないのでしょうか。

また、価格設定に關して、政治家として二十五年の間に培われた責任という表現で安倍総理への信頼を強調し、安倍事務所の関与を認められたことから、契約主体は安倍事務所ということになります。

一方、キャンセルなどのリスク負担については特段の取決めがなかったとしても、リスク負担については、規約すら見ていない参加者にリスクを負担させることは不可能ですから、リスク負担者は安倍事務所であり、すなわち契約主体は同じく安倍事務所だということではないでしょうか。

そして、予算委員会において、ホテルが作成している明細書について、その宛名だけでも確認を請うていただきたいと思います。宛名だけをこの場で答えください。宛名だけならホテル側の営業秘密には当たりませんが、総理はホテルに指示できないと言われましたが、要請は総理にその気があるならできるはずです。

このように、総理答弁からますます疑惑が深まっている状況ですので、今後とも、総理の誠実な説明責任を求めてまいります。

次に、新型コロナウイルス騒動に關して伺います。

報道によりますと、現在、感染者数は二万八千人を超え、死者は五百六十五人に達したとのごとでござります。中国では、既にパンデミックという様相を呈しています。

今回の新型コロナウイルスは弱毒性ですが、歴史を振り返れば、同様に弱毒性と言われた一九一八年から一九九年のスペイン風邪では、全世界で五千万人から一億人が死亡し、日本人も約四十万人が死亡しております。このときは、医療従事者がみずから防

護せずに最初にスペイン風邪にかかったことで医療機関が機能不全となり、大混乱に陥っております。

スペイン風邪のパンデミック持続期間は、第三波までありましたが、それぞれ、大体、期間的には六カ月間前後の期間でした。また、二〇〇三年のSARSのとき、発生から終息宣言までに八カ月の期間を要しました。ただ、現在は、医療従事者や国民の防護の充実、ゲノム編集等によって新薬の短期間開発、過去例からの教訓などにより、効果的なパンデミック封じ込めが期待されるころであります。

まずお聞きしたいのは、現時点では見きわめにくいとは承知していますが、パンデミックになる危険性及び新型肺炎が持続すると見込まれる期間についてです。政府の見通しを伺います。

特に、本年は東京オリンピック・パラリンピックの開催の年です。来週にはIOC関係者との会合があるやに聞いていますが、事態の深刻化などを想定して、オリパラ大会の開催条件のどの部分について話し合いが行われると考えているのでしょうか。お答えください。

また、一月三十日にWHOが緊急事態宣言を出しましたが、これに対する終結宣言が出されるまでオリパラ大会を開催することはできないのでしょうか。政府の見解を伺います。

さらに、南半球のオーストラリア等では、ずっと大規模な森林火災が続いています。事態は極めて深刻です。世界じゅうで温暖化による自然の猛威が激化していますが、ことしのオリパラの時期に昨年のように猛烈な台風が来ると、競技に大きな支障を来してしまいます。加えて、異常猛暑を避けるためにも、多くの国民が考えているように、開催時期を秋の体育の日前後にずらすということではできないのでしょうか。

現在、自分の身を守る手段であるマスクやゴー

グルが品切れで、多くの国民が困っています。政府の対応はどのようになっているのでしょうか。

中国経済がこの騒ぎでかなり落ち込む上に、これから工場等の一時閉鎖や操業不能などによって中国のサプライチェーンが傷つきます。日本や南米諸国、ひいては全世界からの対中輸出も激減するなど、世界経済にも相当程度のダウンが見込まれます。さらに、米中貿易戦争によって実体経済が脆弱になっていることに加えて、米国による中国人の受入れ拒否による貿易や経済的な悪影響、経済活動の縮小等で、中国経済が一気に悪化する危険性も高くなっています。これが引き金となつて、株価の世界的大暴落が起こる危険性もあります。

政府は、コロナウイルス騒動を日本経済に対するリスク要因としてどのように見込んでいるのでしょうか。

令和二年度税制改正について伺います。改正を見ると、現在の日本社会に求められている格差是正などの本質的な税制課題に真正面から向き合っておらず、その場しのぎの小手先対応にしか見えません。

また、消費増税により家計の負担がふえているにもかかわらず、国民の苦しみや不満をしつかりと捉えて適切に改正していく努力の跡を見ることができません。

以下、各論について伺います。

まず、未婚の一人親について、寡婦控除と同等の負担軽減措置が導入されていることは評価できますが、所得五百万円以下であつて子以外の扶養親族を抱える方が男性である場合、なぜ寡夫控除を受け取れないのでしょうか。また、子の人数が一人の場合も複数の場合も控除額が変わらないというのは、生活の実態を踏まえておらず、適切ではないと考えますが、政府の見解を求めます。

次に、NISA制度の見直しについて伺いま

す。

二〇一八年時点で、NISAモデルとなったイギリスのISA利用者は成人人口の四二・五％に達していますが、日本では一一・四％しかNISAを利用していません。

この差は何が原因であると考えていますか。仕組みの複雑さがその原因であるのではないのでしょうか。政府の見解をお伺いします。

次に、オープンイノベーション促進税制についても伺います。

そもそも、オープンイノベーションは、新しい付加価値を創造するものであり、事前に見通しがつくようなケースはまれであることから、出資対象に関する要件についてはできるだけ柔軟に設定すべきであつたと考えますが、いかがでしょうか。

次に、5G導入促進税制について伺います。

世界を挙げて5G導入競争が行われていることは承知していますが、5G実施システムによる強力な電磁波は、人体に影響があるとする報告もあります。また、ハーバード大学の研究者、スーザン・クロフォード教授によれば、米連邦通信委員会が三十年も前の古過ぎる基準に基づいて電磁波の人体への影響について問題ないと判断してきたのはおかしい、科学的知見に基づいた新しい基準による評価が必要だと述べています。

人体や動物への安全性については、国際的にも我が国においても検証済みなのではないでしょうか。また、人体や動物への影響の観点からの適切な安全対策はとられることになるのでしょうか。

次に、消費増税について伺います。

日本商工会議所が公表した中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態調査によると、全体の三〇％以上の事業者が、消費税率引上げ後の価格転嫁について、一部若しくは全く転嫁できないと回答していますが、こうした事業者の厳しい

現実を政府は明確に認識しているのでしょうか。

また、同じ調査では、二割近い企業が、二〇二三年十月からのインボイス方式の義務化後、免税事業者との取引を行わないとしております。免税事業者、特に下請事業者を廃業に追い込むインボイス方式の義務化については再考すべきではないでしょうか。

次に、自動車には、地方ほど生活必需品であるにもかかわらず、不合理かつ過重な税が課されています。その観点から、自動車関連諸税は整理する必要があると思いますが、政府内ではどのような検討が行われたのでしょうか。

最近では、企業の内部留保金が四百六十兆円も積み上げられている一方、四三％という戦後最低の労働分配率が示しているのとおり、六千万人とも言われるサラリーマンへの賃金支払いが一向に改善されていません。むしろ、実質賃金は長期間下がりがつ放しです。

実質賃金の長期的な下落が消費力減退の原因だと言われて久しいのですが、大企業の内部留保拡大志向を変えさせて、賃金アップにより消費力拡大、ひいては足腰の強い景気回復を実現するような抜本的な改革が必要だと考えます。

消費マインドの拡大、国民生活の底上げという観点からも、他の先進国に比べて非常に見劣りする最低賃金を適切に引き上げていくべきです。

同様に、大企業の圧力によって下請中小零細事業者がなかなか従業員の給料を上げられない日本の古い企業秩序や業界慣行に対しても、大胆にメスを入れて、大きな改革を迫っていく必要があると確信します。政府の見解を求めます。

所得金額が一億円を超える所得税の負担率が下がっているという実態、さらには、利益に占める法人税額の割合、いわゆる法人税負担率が資本金一億円超五億円以下のレベルを境に下がっています。

つまり、日本という国は、一般国民の生活よりも、億万長者や巨大企業に対して極めて有利なシステムをとってきた国だということです。この点は、アベノミクスという大金持ち優遇政策で更に顕著となりました。

このように、金融所得課税や法人課税を始めとする、格差をどんどん拡大する不公平な税制体系については、政府は抜本的見直しを避けてきたのです。

税制の有する所得再配分機能の観点から、これらの不公平を直ちに是正すべく、税制の全体像を見据えた格差是正抜本改革を行うべき時期に来ています。政府の見解を求めます。

内閣府の先月の月例経済報告では、「景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。」というわけのわからない表現で示していますが、現実には、昨年末の二十六兆円もの超大型経済対策や、補正予算でも述べていたオリンピック後の経済はらまきというような緊急大規模カンフル剤を切れ目なく打っていかねば経済失速してしまふという厳しい状況にあるのではないでしょう

か。
トリクルダウンというインチキ理論によって、大金持ちや巨大企業だけを優遇して、一般の国民生活を瘦せ細らせた大きなツケが回ってきたのです。

ことしこそ、日本人の格差是正に向け、税制による所得再配分機能の強化のために抜本的新見直しを行うべきときであったのです。いまだにその議論を避け、その場しのぎの対応をとったのが、今回の小粒の税制改正だと言わざるを得ません。

一部の上級国民のためだけでなく、大多数国民の生活を豊かにするためのよりよい税制構築に向けて、今こそ十分な国会審議が必要であるということを経後に申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 末松議員にお答えをいたします。

自民党山口県第四支部の経費支出についてお尋ねがありました。

御指摘の夕食会等に係るアンケートの作成や発送、ホテルとの打合せに要した通信費等の費用は、自民党山口県第四支部としての業務を行う上で必要としたものであり、第四支部から経費を支出することに問題はないものと認識しております。

桜を見る会前日に開催された夕食会についてお尋ねがありました。

夕食会の価格設定については、出席者の大多数が当該ホテルの宿泊者であるという事情等を踏まえ、会場費も含めて、八百人規模、一人当たり五千円とすることでホテル側と設定したものです。

夕食会の費用については、ホテル側との合意に基づき、会場入り口の受付において、ホテル側職員の見合いのもと、私の事務所の職員が一人五千円を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手渡し、受け付け終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払いがなされたものと承知しております。

このように、同夕食会についてのホテルとの契約主体はあくまで参加者個人であり、主催者である安倍晋三後援会としての収入支出は一切ないことから、政治資金収支報告書への記載は必要ないものと認識しています。

なお、事前のアンケート調査によりおおむねの出席者数が判明していることから、ホテル側の了解のもと、キャンセル等に際しての取決めは特段行わなかったと承知をしております。

桜を見る会前日に開催された夕食会の明細書についてお尋ねがありました。

御指摘の明細書について、私の事務所によれば、ホテル側としては、宛名といった部分的なものであっても、営業の秘密にかかわることから、公開を前提とした資料提供には応じかねるとのことであったと報告を受けております。

新型コロナウイルスの今後の見通しについてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスの感染力や感染可能期間等については、現時点において、十分な基礎データがないことから、予断を持つて申し上げることはできません。他方で、政府としては、これまで、水際対策の徹底を図りつつ、感染拡大を防止すべく、国内サーベイランスの強化などに取り組んできたところです。

引き続き、私を本部長とする対策本部を中心に、情勢の変化を踏まえながら、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、やるべき対策をちゅうちょなく決断し、実行してまいります。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催についてお尋ねがありました。

まず、今回のWHOの緊急事態宣言を受けて大会組織委員会とIOCの間で東京大会開催の可否にかかわるような協議や検討等は一切行われていないことは明確にしておきたいと思えます。また、来週開催されるIOCプロジェクトレビュー

会合においても、大会の開催そのものにかかわる条件等について話し合う予定はないと承知しています。

政府としては、IOCや大会組織委員会、東京都との間で、適切な情報共有を図るなど緊密に連携をとりながら、大会開催に向けた準備を着実に進めてまいります。

マスク等の需給状況についてお尋ねがありました。

マスクについては、中国からの輸入が停滞している等により品薄となっていることを踏まえ、先

月二十八日に、厚生労働省及び経済産業省から関係団体に増産要請を行い、現在、主要国内企業は二十四時間体制で増産を図っているものと承知しております。

政府としては、引き続き、マスクやその他の公衆衛生上必要な資材の生産及び流通の状況をきめ細かく把握しながら、できる限り速やかに品薄状態が緩和されるよう取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの日本経済への影響についてお尋ねがありました。

今回の新型コロナウイルスをめぐっては、既に、観光を含めた地域経済などに大きな影響をもたらしている。

また、中国では多くの地域で移動制限や休業措置などがとられていることから、これらが長期化した場合、今後、中国経済が減速し、世界経済全体に影響を及ぼすことや、我が国企業の輸出や生産に影響が及ぶことも考えられます。こうした影響についても十分に目配りし、注意深く対応してまいります。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催時期等についてお尋ねがありました。

東京大会については、本年夏に実施することを前提にIOCによって開催決定がなされ、それに基つきさまざまな準備を進めてきたものであることから、この開催時期そのものを変更することは困難であると承知しております。

このため、大会期間中における防災・減災対策を通じた安全、安心の確保を図るとともに、暑さが厳しい時期に開催されることを踏まえた対策を講じ、さまざまな事態に備えて万全の体制で臨むこととしております。

今後とも、東京都や組織委員会など、緊密な連携を図り、東京大会の成功に向けて、政府一丸となつて全力で取り組んでまいります。

電波の安全対策についてお尋ねがありました。

電波が人体に及ぼす影響については、世界のアカデミアが集まった国際非電離放射線防護委員会が国際的なガイドラインを策定しています。

我が国では、このガイドラインに準拠した電波防護指針を策定し、十分な安全率を見込んだ上で規制値を定めており、この基準に従った電波については、人体に悪影響が生じることはないと考えております。

価格転嫁とインボイス制度についてお尋ねがありました。

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者に御負担をいただくことが予定されている税であります。事業者間取引における買いたたき等が行われることのないよう、転嫁Ｇメンの体制を抜本強化するなど、十分な監督を行う考えであります。

また、インボイス制度による免税事業者の皆様への影響については、インボイス制度の導入までに四年間の準備期間を設けるとともに、そこから更に六年間、免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入れ税額控除を認めるなど、事業者の準備や設備導入のための十分な期間を設けているところであり、事業が継続されるよう、政府として今後とも必要な取組を進めてまいります。

自動車関係諸税についてお尋ねがありました。税制抜本改革法以来、長年の懸案とされてきた車体課税の見直しについては、令和元年度の税制改正において、自動車税の恒久減税を実現するなど、車体課税全般にわたる大幅な見直しを行ったところであります。

なお、今後の自動車関係諸税については、令和二年度の与党大綱において、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方につ

いて、中長期的な視点に立つて検討を行う。」とされていると認識をしております。

最低賃金を含めた賃金上昇、下請取引改革についてお尋ねがありました。

これまで安倍内閣では、企業による人材への投資を促す観点から、賃上げに積極的な企業の税負担を引き下げる一方で、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げに消極的な企業にはさまざまな優遇税制の適用を停止するなど、めり張りをつけた対応を行ってまいりました。

そうした中で、連合の調査によれば、六年連続で今世紀に入ってから最も高い水準の賃上げが実現しています。最低賃金も、政権発足以降の七年間で全国加重平均百五十二円引き上げました。今年度は二十七円の引上げで、現行方式で過去最高の上げ幅となっています。

成長の果実を全国津々浦々の中小・小規模事業者にしつかりと行き渡らせるため、大企業に対する自主行動計画の策定の要請、業界ごとの取引慣行に詳しい専門人材の下請Ｇメンへの採用などにより、下請取引のさらなる適正化にも引き続き強力に取り組んでまいります。

こうした施策を円滑に実行することで、経済の大宗を占める家計消費をしつかりと下支えし、経済の好循環を確保してまいります。

金融所得課税や法人課税等の税制についてお尋ねがありました。

これまで、所得再分配機能の回復を図るため、所得税の最高税率の引上げや、金融所得課税の見直しにより税率を一〇％から二〇％に倍増するなどの施策を既に講じてきたところであります。

また、企業に対する税制については、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から、成長志向の法人税改革に取り組んでまいりました。その中でも、租税特別措置の縮減、廃止等による課税ベース拡大により、

財源をしつかりと確保してきています。

今後の税制のあり方については、これまでの改正の効果を見きわめるとともに、経済社会の情勢の変化等も踏まえつつ、検討する必要があると考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣末松義規君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 末松議員から、未婚の一人親に対する税制の改正内容、NISA制度、オープンイノベーション税制について、計三問お尋ねがっております。

まず、未婚の一人親に対する税制についてのお尋ねがありました。

今般の改正は、全ての一人親家庭に対して公平な税制を実現する観点から行っております。婚姻歴の有無や性別にかかわらず、全ての一人親に対して同一の一人親控除を適用することとしたしております。

他方、今回の改正後も、所得五百万円、年収六百七十八万円以下で、子以外の扶養家族を持つ死別又は離別の女性について、戦争未亡人で家に残された御老人などを扶養する方への負担軽減といった制度の沿革、歴史を踏まえて、現状のまま適用することとしたしております。

この控除のあり方につきましては、今後、こうした制度の創設趣旨等を踏まえて検討する必要があるだろうと考えております。

また、今般の一人親控除は、子を扶養する方自身に生ずる追加的経費への配慮として設けるものであります。子の扶養に関して生ずる出費などへの配慮につきましては、扶養控除や児童手当などの制度がありまして、これらは子の人数に応じた仕組みとなっておりましては御存じのとおりであります。

次に、イギリスISAと日本のNISAの利用

割合の差についてのお尋ねがっております。

イギリスISAと日本のNISAの成人人口における利用割合の違いにつきましては、お述べになっておりますが、さまざまな原因が考えられることから一概には申し上げられませんが、例えば、イギリスNISAは一九九九年からもう既にスタートをしておりますが、日本のNISAは二〇一四年にスタートをしておりますので、そういった原因も一つであろうと考えております。

足元NISAの口座数は約一千三百万口座、いわゆる買い付け額は十七兆六千億と着実に増加してきておりまして、家計の安定的な資産形成の促進や成長資金の支給、いわゆる供給拡大のため、今後も、より一層NISAが普及するよう、周知、広報の充実を含め、さらなる取組を進めてまいりたいと考えております。

オープンイノベーションの促進に係る税制の創設についてのお尋ねが最後にあつております。

事業会社が新たな分野に投資するなど、閉鎖的な自前主義からの発想の転換を図って、みずからの事業革新を進めるためオープンイノベーションにつながる出資を促すことは、これは重要だと考えております。

したがって、税制面でもこれを促すために、イノベーションの担い手となるベンチャー企業に対する一定の出資に対して所得控除を認める措置を設けることとしたしております。

本税制の適用に当たりましては、こうした政策目的に合致した出資を促すべく、事業会社にとつて事業革新性やベンチャー企業の成長につながるといった、イノベーションに係る要件を設けているところであります。

今回の改正により、企業の生産性向上につながる、いわゆる事業革新が広がることを期待いたしております。(拍手)

○議長(大島理森君) 伊佐進一君。

(伊佐進一君登壇)

○伊佐進一君 公明党の伊佐進一です。(拍手)
冒頭、新型コロナウイルスへの対応について一言申し上げます。

本日の最新の情報では、世界の感染者は二万八千七十三人、亡くなられた方々は五百人を超え、五百六十四人になりました。政府は、水際対策のみならず、日本国内での拡大防止のため、適切な医療が提供される体制整備をとることが重要です。また、感染症に対して世界は運命共同体であり、国際連携によって対応することが基本です。発生源である中国との連携は欠かせません。綿密かつ透明性ある情報共有とともに、日本として中国へ可能な限りの支援を行っていくことを求めます。

それでは、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、自民党、公明党を代表して質問をいたします。

母子家庭や父子家庭の皆さんが受けられる寡婦控除については、戦後の日本が抱える課題への対応に始まり、その後の社会の変化に合わせて、接ぎ木のように制度変更を繰り返してきました。そのため、さまざまな矛盾が見られており、その一つが未婚の一人親家庭には適用されないという点でした。

公明党が最初にこの問題を提起したのは、二〇一三年、参議院本会議での代表質問でした。離婚の母子世帯の就労収入が二百五十万円であるのに対して、未婚の母子世帯は百七十七万円、三十万円程度収入が少ない上に、寡婦控除も受けられず、あるいはそれに関連しているさまざまな福祉制度も利用できない。

未婚のシングルマザーとなった理由は、突然の婚約破棄、お相手が亡くなったケース、DVなどでやむにやまれず飛び出したケースなどさまざま

です。離婚の一人親なら受けられる支援が受けられないことで、未婚で産んでしまつて子供に申しわけないとの思いに常にさいなまれているとの声もありました。

昨年の税制改正では、住民税非課税についての離婚と未婚の差が解消されました。そして、今回の税制改正では、ついに寡婦控除に踏み込み、単に未婚の一人親への適用だけでなく、抜本的な見直しが行われました。その改正の趣旨と、そこに込められた政府のメッセージを伺います。

人生百年時代に合わせて、本国会において年金制度改正の法案提出が見込まれています。老後の備えという観点では、こうした公助、共助だけでは十分でなく、個々人の貯蓄、資産形成という自助を促していくことも重要です。

将来のための資産形成の必要性を感じているものの、十分な知識や経験がない、あるいは資産が少額だからとの理由で投資への一歩を踏み出せていない方々も多数おられます。少額から長期、積立て、分散投資という安定的な資産形成を可能とするためには、現在、成人人口の一割程度にとどまるNISAの利用者を拡大していく必要があります。

NISA投資は、新規の口座開設者の六割以上が五十歳代以下と働く世代が多いこと、また、過去四年間で証券投資を始めた人の五割がNISAきつかけであり、新規の投資家を生む特徴があること、そして、世帯年収六百万円未満が六割と中間層が多いことなどの特徴があります。

こうしたよさを伸ばし、利用者拡大のため、今回の新たなNISA制度の創設を始めたとした制度改正の内容について伺います。

空き家、空き地は増加の一途をたどっています。全国の八割に当たる土地が空き地のままであり、また、空き家率は一三・六%となつて、この三十年間で二倍以上に増加しています。こうした

土地の有効活用を促進し、地域活性化や所有者不明土地の発生を予防することが求められています。

しかし、とりわけ地方の低額な土地を譲渡、活用しようにも、測量費や解体費の上に譲渡所得税の負担が大きく、取引が進まずに低未利用地のまま放置されるケースが多発しています。

譲渡所得税の引下げは、関係団体からも十五年以上にわたって要望されていた事項であり、今回の税制改正でどのような結論を得たのか、またどのような効果があるのかについて伺います。

この七年間で、日本経済は一三%成長しました。一方で、企業のいわゆる内部留保については拡大の一途をたどっており、五百兆円にも迫らんとしていきます。こうした内部留保、とりわけ現金、預金をいかに投資につなげていくかが重要で

す。

今回の税制改正では、事業会社が一定のベンチャー企業に株式出資した場合、その取得価格の一部を所得控除するものであり、この取組によって日本の企業が自前主義から脱し、自社にない強みを持つベンチャー企業との連携によって、オープンイノベーションを大きく前に進めることを目的としています。

そこで、伺います。

税制優遇を受ける事業会社は、銀行や投資ファンドなどの純投資はきちんと除外されることとなるのか、もともと投資する予定であったものに単に追い銭するようなものとなっていないか、事業会社として中小企業も恩恵を受けることとなっているのかについて伺います。

ソサエティ五・〇の社会において、超高速大容量、そして多数同時接続を実現する5Gの通信システムは、今後、我が国の基幹インフラの一つとなります。いよいよ、この三月から商用サービスが開始され、政府は、来年四月までに全都道府

県でのサービスを開始、五年以内に十キロメートル四方メッシュで全国の五〇%以上に5G親局を整備することを目標に掲げています。

5Gの普及を促進することは、単に一企業のビジネスの問題ではなく、国民に広く利益が及ぶ国家戦略であり、力強く前に進めていく必要があります。

今回創設される5G投資促進税制において、どのような点で真に5G整備を加速することにつながるのか、また、技術や情報の安全保障上の課題においても対応できるものとなっているかを含め、新制度の趣旨について伺います。

企業の法人税の申告期限については、例えば、三月末決算の会社であれば、申告期限の五月末日を一月延長し、六月末日までとすることが可能です。ところが、消費税の申告についてはこうした延長が認められず、五月末日が申告期限となっています。企業としては、法人税の作業を進める過程で、既に申告した消費税の内容を変更する必要があるなど、二度手間となる場合も多く、納税申告において大きな負担となっていました。働き方改革が社会全体で取り組む重要な課題となっている今、事務負担軽減の観点から、こうした制度を改正すべきと考えます。

今回の税制改正によってどう変わるのか、経産大臣の答弁を求めます。

近年、自然災害が頻発化、甚大化する中、災害復旧に対する税制改正の声も上がっております。

現在、災害で受けた被害については、盗難や横領と同じ、雑損控除という形で所得から控除することができま。しかし、災害による損害は盗難や横領よりも多額となる場合が多く、しかも、そのほかの所得控除よりも優先して控除される制度となつてい。ため、雑損控除で全て所得を引き切ってしまうことになりま。つまり、その間、本来誰もが受けられるはずの基礎控除や配偶者控

除、保険料控除等が受けられません。さらに、繰越期間がわずか三年のため、雑損控除すら使い切れない制度となっております。

昨年の税制調査会において、我が党からは、災害による損失控除を独立させ、新たな災害損失控除を提案いたしました。本提案について、財務大臣の御見解を伺います。

以上、本改正案は、令和二年度予算案とあわせて、国民生活に直結する大事な措置が盛り込まれており、早期に成立させるべきだと訴えて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 伊佐進一議員にお答えをいたします。

未婚の一人親に対する寡婦控除の適用についてお尋ねがありました。

少子高齢化が進展する中で、未来を担う子供たちはかけがえのない存在です。その誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、夢に向かって頑張ることができる社会をつくっていかねばならないと考えています。

こうした考え方に立ち、今回、婚姻歴の有無による不公平と男性の一人親と女性の一人親の間の不公平を同時に解消し、全ての一人親家庭に対し同一の一人親控除を適用し、公平な税制を実現することとしました。

改正法案の早期成立を実現し、着実に実施することで、子育てしやすい社会づくりを更に強化してまいります。

5Gの導入に係る税制についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、5Gがもたらす変革は、経済のみにとどまらず、安全保障を始め社会のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすとの認識のもと、今後、国家戦略として取り組んでいく考えです。

令和二年度税制改正では、我が国経済社会や国民生活の根幹をなす5Gを早期に普及させる観点から、超高速大容量通信等を実現する全国基地局の前倒し整備を支援するとともに、地域活性化や地域の課題解決を促進する観点から、地域の企業等がみずから構築するローカル5Gの整備を支援することとし、安全性、信頼性が確保された5G設備の導入に対し、思い切った減税措置を講じます。

安全で安心なインフラがこれからの安定的に供給されるよう、グローバルな連携のもと、競争力強化に戦略的に取り組んでいく決意です。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 伊佐議員からは、NISA制度の改正内容並びに災害に関する税制について、計二問お尋ねがあつております。

まず、NISA制度の改正についてであります。今回のNISA制度の改正は、経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生百年時代にあふましい家計の安定的な資産形成を支援していくという観点から行つたものであります。

具体的には、つみたてNISAにつきましては、制度期限を二〇三七年から二〇四二年まで五年延長、また、一般NISAにつきましては、より多くの国民に積立て、分散投資による安定的な資産形成を促す観点から制度を見直した上で二〇二四年から五年間の制度として措置をし、ジュニアNISAにつきましては、延長せずに二〇二三年末に終了することとしてしております。

これらをパッケージとして措置をし、少額からの積立て、分散投資を更に促進してまいりたいと考えております。

最後に、災害に関する税制についてのお尋ねがありました。

税制においては、災害への対応は極めて重要であります。平成二十九年税制改正において、被災者の不安を早期に解消するとともに、税制上の対応が復旧や復興の動きにおくれをとることをないように、災害関連税制の常設化というものを行ったところであります。

住宅、家財等に生じた災害損失等への配慮のために設けられた雑損控除から、議員御提案の災害損失控除を独立させ、現行三年とされております控除の繰越期間を延長すべきなどのお声があることは承知をいたしております。

他方、事業上の損失など、所得税のその他の損失の繰越期間が原則三年でありますから、それとのバランスをどう考えるか。また、現行の雑損控除では、被災者が置かれた状況を踏まえて、災害損失の額を証明する書類の添付を求められていないというところであります。仮に長期にわたり控除を認めるということにした場合は、損失額を認めるための仕組みをどうするか等の論点もありますことから、これは慎重に検討されねばならぬところだと思っております。(拍手)

〔国務大臣赤羽一嘉君登壇〕

○国務大臣(赤羽一嘉君) 低未利用地の利用を促進するための税制の特例措置制度及びその効果についてお尋ねがございました。

全国各地の地方部を中心に、空き家、空き地が増加し続け、地域コミュニティへの支障や居住環境の悪化、また災害時における被害の拡大要因になることも懸念されております。

特に、低額の不動産物件につきましては、伊佐議員御指摘のとおり、所有者が売却を希望しても、諸経費や譲渡所得税の負担が重く、所有者の利潤はほとんど残らないため、売却を諦め、そのまま空き地となつてしまつていくケースが多いのが現状です。

方々から、長年にわたり、低額物件の流通を促進するために譲渡所得税の負担軽減をとの強い御要望が寄せられております。

そこで、今般の所得税法等の一部を改正する法律案において、譲渡価額が五百万円以下の低額な低未利用土地を売却した場合に長期譲渡所得から百万円を控除する新たな税制措置を来年度より創設し、売却のインセンティブを付与したいと考えております。

この税制改正により、不動産の低額物件の流通が拡大され、その結果、例えば子育て世代など若年世帯の住宅取得が促進され、また、新たな事業の開始につながるなど、地域にさまざまな投資が喚起され、地方創生の取組が進むことが期待されます。

また、近年問題となつております所有者不明土地の発生予防にもつながるものと考えており、国土交通省としまして、土地の有効利用による地方活性化並びに安全、安心な国土の形成に努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣(梶山弘志君) 伊佐議員からの御質問にお答えをいたします。

今回の税制改正で創設することとしているオープンイノベーションに係る措置についてお尋ねがありました。

この税制措置は、事業会社によるスタートアップ企業への投資を後押しするものです。そのため、銀行や投資ファンドなどの純投資は支援対象といたしません。

また、企業による投資の意思決定のタイミングは外部から正確に把握できないため、伊佐議員御指摘の追い銭に当たるかどうかの判別は困難ですが、経済産業省では、個々の投資について、スタートアップ企業の成長や投資主体である事業会

社の変革という制度の目的に合致しているかを確認することとしております。

さらに、本税制では、大企業については一億円以上の出資を対象としているところ、中小企業については特例的に一千万円以上の出資について大企業と同様の措置を講ずることとしており、中小企業にも広く活用していただけたと考えております。

こうした対応により、大企業、中小企業双方において幅広くオープンイノベーションを促進し、競争力の強化につながってまいります。

消費税の申告期限についてお尋ねがありました。

消費税と法人税については、申告に必要な情報の多くが共通しているにもかかわらず、委員御指摘のとおり、これまで法人税にのみ申告期限の延長が認められていました。

このため、企業実務において、決算期末から二カ月という短期間に集中して決算から消費税申告に関する業務を完了する、その後の法人税申告の過程で、消費税の申告内容に誤りが見つかった場合には、その申告内容を修正するといった追加的な作業が求められる等のプロセスが発生してまいりました。

他方で、働き方改革が進められる中で、企業は、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、従業員の生産性をより一層向上させる取組が求められています。

今般、令和二年度税制改正において、消費税の申告期限も一カ月延長できる特例を創設することで、こうした企業の事務負担の平準化や軽減が見込まれるものと考えております。

引き続き、経済産業省としては、働き方改革を一層推進するべく、従業員の負担軽減と企業の生産性向上に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 清水忠史君。

(清水忠史君登壇)

○清水忠史君 私、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、安倍晋三総理大臣に質問いたします。(拍手)

来年度の国の一般会計当初予算案では、消費税収入が二十一・七兆円と見積もられ、初めて所得税収入を抜いて、最も多い税収項目になりました。一方で、法人税収入は十二・一兆円と、消費税のほぼ半分にしかありません。総理が就任した二〇一三年度の収入を見れば、消費税が十・八兆円、法人税は十・五兆円と、ほぼ同額でした。この七年間で大きな開きが生まれたことになりました。

世界で一番企業が活躍しやすい国を目指す。七年前、総理はこの場所でそう宣言し、積極的に法人税率の引下げなどを行ってきました。総理は、財界の求めに応じてここまで基幹税である法人税収入を少なくしたことをまともな税制だと言うのでしょうか。

この間、大企業が過去最高の利益剰余金をたたき出し、四百五十兆円を超える内部留保を積み上げていくにもかかわらず、法人税率を引き下げ続けてきた政府の政策こそが、いびつな税収構造を招いたではありませんか。

総理、これは応能負担の原則を踏み外すやり方ではありませんか。答弁を求めます。

大企業の法人税制の空洞化は深刻です。そもそも、中小企業の法人税実質負担率が一八％であるのに対し、大企業は一〇％にすぎません。例えば、ソフトバンクグループ株式会社は、二〇一九年三月末期の決算で、一兆九千八百四億円の税引き前利益を上げているのに、納税額はたったの五百万円です。法人税等の負担率に換算すると、〇・〇〇二五％にすぎません。この実態を総理は認識していますか。

GAF Aなど多国籍企業への課税強化に向けた国際的な動きが進んでいます。日本としても、各国と連携して課税強化の枠組みを進めるとともに、今こそ、外国子会社からの配当益金不算入制度や連結納税制度、研究開発減税など、大企業優遇税制を抜本的に見直すべきではありませんか。昨年十月に多くの国民が反対する中で強行された消費税の増税は、国民生活と地域経済に深刻なダメージを与えています。

先月倒産したあるデパートの経営者は、消費税率引上げ後、売上高が前年比で三割から四割減少した、異次元の落ち込みで、一体何が起きているのかわからないほどだったと増税の衝撃について述べています。

スーパーマーケットの倒産が七年ぶりに前年比で増加し、中小企業全体の休業業も七年ぶりに増加に転じるなど、全国でその影響が顕在化しています。

倒産したスーパーの壁には、今回の消費税増税によって店を畳まざるを得なかった経営者の無念さがにじみ出るお知らせが張られています。その背後では、仕事を失った従業員や毎日の買物をすめる場所を失った地域住民が怒り、苦しんでいるのです。総理、その責任をどのように感じているのですか。

総理は、先日、我が党の志位和夫委員長の代表質問での指摘に対し、増税による影響は前回ほどではないと強弁しました。余りにも実態とかけ離れています。

総理は、消費税増税の影響による中小企業の倒産、廃業をどう把握しているのですか。倒産、廃業は発生しているが、前回よりは少ないから問題はないとも言っておもいますか。認識を伺います。

今回の消費税増税でより問題を深刻にしているのは、政府が増税対策として持ち出した複数税率

の導入とキャッシュレス決済によるポイント還元事業です。

複数税率対応のレジや会計システム導入の費用負担が大き過ぎて、多くの中小零細業者が昨年十月の消費税増税を前に廃業に追い込まれました。ポイント還元事業では、参加した店舗のうちの六割が、売上げに効果がなかったと調査に答えています。結局、決済事業者が支払う手数料負担がふえただけです。また、売掛金の増大により、キャッシュフローが悪化し、資金繰りに困ることがあると答えた店舗が二割に上っていることも重大です。

総理、あなたには政府の増税対策そのものが事業者を苦しめているという自覚がありますか。

売り手だけではありません。ふだんカードを持ち歩かない高齢者や、そもそも加盟店舗数が少ない地方から、不条理な制度だとの声が上がっています。総額七千億円も投入するキャッシュレス決済によるポイント還元事業は、政府の大失策だったのではありませんか。総理の答弁を求めます。

日銀の黒田総裁でさえ、先日行われたダボス会議で、消費税率引上げ等によりGDPがマイナス成長になる可能性があると言いました。これ以上の景気悪化を食いとめ、経済を立て直すためにも、消費税率の五％への引下げを決断すべきではありませんか。総理の答弁を求めます。

最後に、非婚の一人親に対する所得控除について伺います。

何十年も前から、多くの方たちが、非婚の一人親への差別をなくし、寡婦、寡夫の控除を認めよと運動してきました。我が党を含め、これまで何度も国会で取り上げられてきた課題が、ようやく見直されることになりました。

しかしながら、子供以外の扶養親族がいるケースなどでは、婚姻歴の有無や性別によって制度から除外される人は残されたままです。今こそ全面

的な解決を図ることが求められているのではないのでしょうか。総理の認識を伺います。

日本共産党は、大企業優遇税制を正すこととあわせて、富裕層優遇の証券税制を見直し、所得税の最高税率を引き上げるなど、負担能力に応じた税制改革を求めます。低迷する日本経済と国民生活を立て直すために、直ちに消費税率を5%に戻すことを主張して、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 清水忠史議員にお答えをいたします。

税制の応能負担原則についてお尋ねがありました。

法人税については、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から、成長志向の法人税改革に取り組んでまいりました。その中でも、租税特別措置の縮減、廃止等による課税ベース拡大により、財源をしっかりと確保してきています。

また、所得再分配機能の回復を図るため、所得税の最高税率の引上げや、金融所得課税の見直しにより税率を10%から20%に倍増するなど、応能負担の原則に沿った施策を講じてきたところです。

なお、消費税については、急速な高齢化等を背景に、社会保障給付費が大きく増加する中で、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代から広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源と位置づけています。その上で、全世代型社会保障へと転換するための安定財源として、税率10%への引上げを行ったところです。大企業への税制優遇及び国際的な租税回避への対応についてお尋ねがありました。

国際的な租税回避は、課税の公平性を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな課題であると考えています。こうした租税回避の防止については、

国際的な合意も踏まえ、必要な見直しを着実に実施してまいりました。

令和二年度税制改正においても、子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応を講じることとしております。

御指摘の外国子会社配当益金不算入制度は、外国子会社からの配当に対する国際的な二重課税を排除するために国際的にも一般的な制度であり、また、連結納税制度は、企業グループを一体とみなして取り扱うことで、税制が企業の組織形態に影響を与えないようにするための制度です。さらに、研究開発税制を始めとする租税特別措置は、その時々々の政策課題に対応するために有効な政策手段となり得る面もあることから、単純に廃止すればいいというものではないと考えています。

いずれにしても、政府としては、引き続き、租税回避の防止に向けて不断に取り組んでまいります。

また、経済のデジタル化に伴う課税上の課題については、OECDを中心として国際的に議論を進めているところであり、我が国としては、二〇二〇年末までにグローバルな解決策に合意できるよう、国際的な議論に貢献してまいります。

消費税率引上げの影響についてお尋ねがありました。

今回の消費税率引上げに当たっては、例えば、御指摘の中小・小規模事業者に対して、税率の引上げ幅の2%を上回る5%の大胆なポイント還元やレジ導入支援のほか、インバウンドや観光などの新たな需要を取り込もうとする商店街の取組への支援に加え、中小・小規模事業者が適正かつ円滑に税率引上げ分を転嫁できるよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りの強化などさまざまな施策を総動員して対応したところです。

こうした対策もあって、消費税率引上げ前の駆け込み需要やその後の落ち込みは、十月には台風の影響等も見られるものの、現時点では全体として前回ほどではないと見ています。

引き続き、中小・小規模事業者の倒産、廃業の動向を始め、引上げによる影響には十分注意してまいります。

また、その上で、先般取りまとめた総合経済対策においては、中小企業、小規模事業者の生産性向上に資する取組を複数年にわたり継続的に支援することとしており、我が国経済の屋台骨を支える中小・小規模事業者を今後ともしっかりと支援してまいります。

軽減税率とポイント還元についてお尋ねがありました。

軽減税率制度については、消費税率引上げに伴う低所得者対策として導入したところであり、これまで制度の円滑な導入や定着に向けて、全国の税務署等で約九万回の事業者向け説明会の開催や、中小企業、小規模事業者が軽減税率に対応する際の負担軽減のため、レジを導入した場合の補助といった対応を行ってきたところです。

今後とも、周知、広報を始め、必要な取組を進めてまいります。

ポイント還元については、中小・小規模事業者への需要喚起策であり、参加店舗に対するアンケート調査では、約四割の中小事業者が売上げに効果があったと回答しているほか、顧客獲得や業務の効率化にも一定の効果が出ていると承知しています。

また、今回のポイント還元では、決済端末の支援を行い、中小・小規模事業者の導入に係る負担をゼロとするとともに、手数料についても、三・二五%以下とした上で、更にその一部を補助するなどにより、中小・小規模事業者の皆さんの負担を大きく軽減しています。

ポイント還元事業の高齢者による利用について

お尋ねがありました。

消費者に対するアンケート調査によれば、ポイント還元事業の開始後、週一回以上キャッシュレスを利用する高齢者が、六十代では七割以上、七十代以上では六割以上となるなど、高齢者を含む全世代でキャッシュレスの利用頻度がふえています。

今後とも、事業の周知を積極的に行いながら、高齢者の皆さんを始めあらゆる方々の利用を一層促してまいります。

消費税率の引下げについてお尋ねがありました。

今回の消費税率の引上げは、少子高齢化という国難に正面から取り組むに当たり、お年寄りも若者も安心できる全世代型社会保障制度へと大きく転換していくためにどうしても必要なものです。

また、消費を始めとした景気の動向については、事業規模二十六兆円の総合経済対策を取りまとめ、相次いだ災害からの復旧復興や海外発の下方リスクに対し万全の対応を行ったところです。

先般成立した補正予算の早期執行に努めるなど、経済対策を着実に実行することにより、デフレ脱却、経済再生の道筋を確かなものとしてまいります。

寡婦控除についてお尋ねがありました。

今般の改正は、全ての一人親家庭に対して公平な税制を実現する観点から行っており、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、全ての一人親に対して同一の一人親控除を適用することとしました。

他方、今回の改正後も、所得五百万円以下で、子以外の扶養家族を持つ死別、離別の女性等に対する寡婦控除については、戦争未亡人等に残された御老人などを扶養する方への負担軽減といった制度創設の趣旨などを踏まえて、現状のまま適用することとしています。(拍手)

○議長(大島理森君) 串田誠一君。

(串田誠一君登壇)

○串田誠一君 日本維新の会の串田誠一です。所得税法に關し、党を代表して質問いたします。(拍手)

NISA制度の見直しと延長について質問します。

つみたてNISAを五年間延長し、一般NISAを別枠の非課税投資にできるようにすることともに五年間延長するとしています。

金融庁は定年後の投資の参考としてNISAを提案しました。年金以外にも資金を活用する手段として、NISAの利用による資産形成の支援策を勧めるのであれば、NISAは五年間の延長ではなく恒久的な制度にすべきように思います。

そこで、総理に質問します。NISA制度を恒久的な制度にしない理由は何でしょうか。また、大学入学のための費用をつくることに利用されてきたジュニアNISAが二〇二三年末で打ち切られる理由は何でしょうか。お答え願います。

本法案では、一定のベンチャー企業への出資に対し、その株式の取得価額の二五％相当額の所得控除を認める新しい法人税制をつくろうとしています。企業の内部留保が投資に回らない現状に対し、大企業の内部留保の放出とスタートアップ企業への支援の両方を狙った税制であると捉えています。

総理に質問します。この新しい制度による経済効果はどの程度であると予測していますか。お答え願います。

5G導入促進税制について質問します。

5Gの導入については、アメリカや中国に比べておくれをとっています。5G導入促進税制については、自民党税調が税額控除額を九％としていたところを、安倍総理の強い指示で一五％にまで拡大したとも報じられています。

総理に質問します。5G導入の税制控除額を

九％から一五％に拡大することによる効果をどの程度と見込んでいますか。お答え願います。

一月二十一日に公表された日銀の経済見通しでは、十月時点の経済見通しと比べて、実質GDP成長率が〇・二％見通しを上げました。しかし、その後に起きた新型コロナウイルスがもたらす経済への影響は十月時点では考慮されておらず、経済成長を阻む要因として大きいのではないのでしょうか。

国際通貨基金、IMFのゲオルギエバ専務理事は、新型コロナウイルスは世界景気に短期的に減速をもたらす可能性があると発言しています。また、春節後の上海の株価も大幅に下落しています。感染拡大への対策とともに、経済への影響も最小に食い止めなければなりません。

総理に質問します。新型コロナウイルスがもたらす経済への悪影響に対し、政府としてどのような手を打つことを考えていますか。お答え願います。

最後に、一人親家庭の税制上の措置について質問します。

一人親家庭における子供は貧困になりがちであり、税制上の支援は必要です。婚姻歴があるかどうか、男性か女性かは問わないのは、むしろ当然です。

ところで、日本は世界と比較して極めてまれな単独親権の制度を採用している国です。G7では日本だけ、G20ではトルコと日本だけが、トルコも最高裁主導のもとに共同親権へと移行しつつあります。現時点では、単独親権は日本と北朝鮮くらいになりつつあります。残念なのは、どちらも世界から、拉致を放置する国と思われていることです。各国で日本が子供の権利を守らない国として番組が作成され、閲覧されていることで、日本国民より他国民がこの事情をよく知っているというのが実情です。

親が子供を連れ去ることを英語ではアブダクションあるいはキッドナッピングと表現します。文字どおり、拉致又は誘拐です。国が制度として

単独親権を強制するため、片方の親が子供の親権を確保しようとして連れ去るのです。

二〇一八年、米国は日本をハーグ条約不履行国と指定し、昨年の二月には国連から共同養育に法改正するよう勧告され、六月の大阪G20では、安倍総理が直接、イタリアのコンテ首相、フランスのマクロン大統領から連れ去りをやめるよう要請されたと聞いております。ホスト国が苦言を受けるのは大変異例なことではないのでしょうか。

子どもの権利条約は、共同養育を規定しています。単独親権は、正面から、共同で養育する条約に反していると言わざるを得ません。

昨年、予算委員会では、安倍総理は、共同親権採用の可否に関する検討を法務省に指示し、研究会が設置されるなど、これまでの政権にない取組を開始したことは評価いたします。しかし、スビード感が足りません。昨年末から、欧州や豪州などの外務省が日本への渡航に、日本は子供の権利を守らない国として注意喚起を始めました。大変恥ずかしいことです。オリパラまでに各国の外務省の注意喚起を取り下げるべく努力していただきたいと思ひます。

なお、フランスでは、日仏の子供に關し、実子誘拐という抗議をする決議を、日本時間の本日本明、フランスの上院議会で三百四十票の満場一致で採択されたことを申し添えておきます。

言うまでもなく、つらい思いをしている一人親を支援することは賛成です。一方、国が条約を守らないために親権を得られなかった親が支払う養育費についても、国として何らかの措置を検討すべきであると考えます。

十六歳未満の子には児童手当が支払われるからと、扶養控除が認められていません。夫婦と子が同居しているときには児童手当が家計に入ること、理解できます。しかし、日本は、独特な親権制度により、離婚によって子供との面会も極めて少なくなつた親の支払う養育費は、十六歳を境に

して額を変更する例は余りありません。共同養育を定めた子どもの権利条約を守ることが先決ですが、それまでの間、養育費の支払いを確保するためにも、離婚に伴う養育費の支払いには、十六歳未満であっても扶養控除を認めていく考えはあります。総理にお尋ねいたします。

日本が批准した子どもの権利条約を誠実に遵守すべきなのは、憲法九十八条二項にも規定されていることです。日本維新の会は、声なき声を大切にすることを政党として、子供の権利を今後も守っていくことを国民にお誓いし、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 串田誠一議員にお答えをいたします。

NISA制度の見直しについてお尋ねがありました。千八百兆円を超える家計金融資産のうち半分が現預金で占められている中、家計の安定的な資産形成を進めていく上では、長期、積立て、分散投資を促していくことが重要です。

NISA制度は、期限を区切って貯蓄から投資へという動きを後押しするために創設された制度であり、今回、つみたてNISAについて期限を五年延長し、一般NISAについても、現行制度終了後、新たな制度に見直した上で更に五年間の投資を可能としております。

ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことなどから、延長せずに二〇二三年末に終了することとしておりますが、今回行ったNISA制度の全体としての延長により、経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生百年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していくことができると考えております。

オープンイノベーション促進税制による経済効果についてお尋ねがありました。

足元で、事業会社によるベンチャー投資は、米
国が年間三兆円程度、中国は一兆円余りであるの
に對し、日本では二千億円ほどにとどまっていま
す。

他方で、日本企業が有する現預金は六年間で五
十兆円増加しており、今回の税制によってそれら
を社外のベンチャー企業への投資に振り向けるよ
う強力に促すことで、我が国のベンチャー投資額
を世界水準並みに向上させ、成長力の強化を図つ
てまいります。

5 G 導入促進税制についてお尋ねがありまし
た。
5 G がもたらす変革は、経済のみにとどまら
ず、安全保障を始め社会のあらゆる分野に大きな
影響を及ぼすとの認識のもと、今後、国際戦略と
して取り組んでいく考えです。

令和二年度税制改正では、我が国経済社会や国
民生活の根幹をなす5 G を早期に普及させる観点
から、超高速大容量通信等を実現する全国基地局
の前倒し整備を支援するとともに、地域活性化や
地域の課題解決を促進する観点から、地域の企業
等がみずから構築するローカル5 G の整備を支援
するため、安全性、信頼性が確保された5 G 設備
の導入に對し、一五%の税額控除などの思い切つ
た減税措置を講じます。

これにより、安全性、信頼性、供給安定性、
オープン性が保証された5 G システムの構築及び
早期の普及が図られるものと考えております。ポ
スト5 G、更にその先を見据えながら、ソサエ
ティイ・五・〇時代のイノベーションを主導してま
いります。

新型コロナウイルス感染症への対応についてお
尋ねがありました。
まずは、水際対策の強化や、国内の検査体制や
相談体制の充実、拡大といった蔓延防止対策を徹
底するなど、国民の命と健康を守ることを最優先

に、やるべき対策をちゅうちよく実行してまい
ります。

さらに、今回の新型ウィルスをめぐっては、観
光を含めた地域経済などに大きな影響をもたらし
始めており、こうした影響についても十分に目配
りし、政府として万全の対応をとってまいりま
す。

養育費の支払いの確保についてお尋ねがありま
した。
離婚した一人親家庭の生活の安定と子供の健や
かな成長のため、養育費の確保は重要です。

このため、これまで国や自治体などにおいて養
育費の取決めを促すための情報提供や養育費に関
する相談支援の実施といったさまざまな取組を
行ってきたところです。

御指摘の十六歳未満の子に對する扶養控除は、
児童への手当拡充に伴って平成二十三年に廃止さ
れたものですが、仮に、離婚をされた方で養育費
を払っている方について、十六歳未満の子への扶
養控除の適用を認めることとした場合、その子の
養育に当たっては手当と控除の両方で配慮するこ
ととなり、離婚していない父母の子については、
控除はなく、手当のみとなつていくことに對し
て、公平の観点から問題があり、慎重に検討する
必要があると考えています。

今後、引き続き、養育費の取決めの促進やそ
の履行の確保に向けて、必要な検討に努めてまい
ります。 (拍手)
○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後二時二十四分散会

出席閣務大臣

内閣総理大臣	安倍	晋三君
財務大臣	麻生	太郎君
経済産業大臣	梶山	弘志君
国土交通大臣	赤羽	一嘉君
出席内閣官房副長官及び副大臣		
内閣官房副長官	西村	明宏君
財務副大臣	遠山	清彦君

○議長の報告

(通知書受領)
一、去る一月三十日、参議院議長から、国会にお
いて議決した次の予算を内閣に送付した旨の通
知書を受領した。

令和元年度一般会計補正予算(第1号)
令和元年度特別会計補正予算(特第1号)
令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)
一、去る一月三十日、参議院議長から、次の法律
の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部
を改正する法律
平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理
の特例に関する法律

(報告書受領)

一、去る一月二十八日、内閣から次の報告書を受
領した。
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特
例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法
の施行状況に関する報告
一、去る一月三十一日、内閣から次の報告書を受
領した。
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法
律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の
適用実態調査の結果に関する報告書

一、去る四日、内閣を経由して総務大臣高市早苗
君から、次の報告書を受領した。
地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等
に関する報告書
(見込額書受領)

一、去る四日、内閣から次の見込額書を受領し
た。
地方交付税法第七条の規定に基づく令和二年度
地方団体の歳入歳出総額の見込額書
(財務書類受領)

一、去る一月三十一日、内閣から次の財務書類を
受領した。
特別会計に関する法律第十九条第二項の規定に
よる平成三十年度特別会計財務書類
(理事補欠選任)

一、去る一月二十八日、農林水産委員会におい
て、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 野中 厚君(理事武部新君去る一月
十七日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十八日、議長において、次のとお
り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。
総務委員

辞任	補欠
井林 辰憲君	大隈 和英君
佐藤 明男君	神田 裕君
松野 博一君	高木 啓君
宗清 皇一君	古田 圭一君
山口 泰明君	とかしきなおみ君
高木 啓君	松野 博一君
大隈 和英君	井林 辰憲君
神田 裕君	佐藤 明男君
とかしきなおみ君	山口 泰明君
古田 圭一君	宗清 皇一君

財務金融委員					
辞任 高村 正大君 田野瀬太道君 石井 啓一君 繁本 護君 藤井比早之君 高木美智代君					
補欠 繁本 護君 藤井比早之君 高木美智代君 高村 正大君 田野瀬太道君 石井 啓一君					
農林水産委員					
辞任 坂本 哲志君 大串 博志君 緑川 貴士君 鬼木 誠君 関 健一郎君 中谷 一馬君					
補欠 鬼木 誠君 中谷 一馬君 関 健一郎君 坂本 哲志君 緑川 貴士君 大串 博志君					
予算委員					
辞任 今村 雅弘君 岩屋 毅君 衛藤征士郎君 河村 建夫君 原田 義昭君 村上誠一郎君 今井 雅人君 岡本 充功君 玄葉光一郎君 辻元 清美君 馬淵 澄夫君 杉本 和巳君 工藤 彰三君 武井 俊輔君 安藤 裕君 繁本 護君 武部 新君 丹羽 秀樹君					
補欠 武井 俊輔君 工藤 彰三君 三ッ林裕巳君 武部 新君 務台 俊介君 丹羽 秀樹君 高木鍊太郎君 関 健一郎君 山本和嘉子君 森山 浩行君 神谷 裕君 馬場 伸幸君 安藤 裕君 繁本 護君 岩屋 毅君 今村 雅弘君 河村 建夫君 村上誠一郎君					
議院運営委員					
辞任 大隈 和英君 古賀 篤君 藤丸 敏君 本田 太郎君 畦元 将吾君 高木 啓君 出畑 実君 宮内 秀樹君					
補欠 高木 啓君 宮内 秀樹君 畦元 将吾君 出畑 実君 藤丸 敏君 大隈 和英君 本田 太郎君 古賀 篤君					
一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。					
予算委員 辞任 野田 毅君 杉本 和巳君 浦野 靖人君					
補欠 鬼木 誠君 浦野 靖人君 杉本 和巳君					
一、去る一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。					
厚生労働委員 辞任 藤田 文武君 串田 誠一君					
補欠 串田 誠一君 藤田 文武君					
一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。					
予算委員 辞任 鬼木 誠君 笹川 博義君 原田 義昭君 村上誠一郎君 今井 雅人君 小川 淳也君 大西 健介君 岡本 充功君 濱村 進君 宮本 徹君 杉本 和巳君 中山 泰秀君 福山 守君 三ッ林裕巳君 和田 義明君 尾辻かな子君 奥野総一郎君 森田 俊和君 山井 和則君 太田 昌孝君 塩川 鉄也君 浦野 靖人君					
補欠 和田 義明君 中山 泰秀君 三ッ林裕巳君 福山 守君 尾辻かな子君 山井 和則君 森田 俊和君 奥野総一郎君 太田 昌孝君 塩川 鉄也君 浦野 靖人君 笹川 博義君 村上誠一郎君 原田 義昭君 鬼木 誠君 今井 雅人君 岡本 充功君 大西 健介君 小川 淳也君 濱村 進君 宮本 徹君 杉本 和巳君					
一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。					
予算委員 辞任 秋本 真利君 今村 雅弘君 岩屋 毅君 うえの賢一郎君 小倉 将信君 鬼木 誠君 笹川 博義君					
補欠 藤井比早之君 福井 照君 丹羽 秀樹君 岸田 文雄君 安藤 高夫君 大隈 和英君 大西 英男君					
一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。					
予算委員 辞任 今村 雅弘君 岩屋 毅君 小倉 将信君 河村 建夫君 古屋 圭司君 村上誠一郎君 今井 雅人君 小川 淳也君 大西 健介君 岡本 充功君 川内 博史君 玄葉光一郎君 辻元 清美君					
補欠 金子 俊平君 山田 賢司君 勝俣 孝明君 伊藤 忠彦君 長尾 敬君 井出 庸生君 柚木 道義君 黒岩 宇洋君 田嶋 要君 階 猛君 岡田 克也君 西岡 秀子君 大河原雅子君					

本多 平直君 伊藤 俊輔君
馬淵 澄夫君 日吉 雄太郎君
宮本 徹君 笠井 亮君
杉本 和巳君 足立 康史君
伊藤 忠彦君 武部 新君
金子 俊平君 繁本 護君
山田 賢司君 小田原 潔君
伊藤 俊輔君 山川百合子君
山川百合子君 源馬謙太郎君
源馬謙太郎君 宮川 伸君
宮川 伸君 中谷 一馬君
井出 庸生君 村上誠一郎君
小田原 潔君 岩屋 毅君
勝侯 孝明君 小倉 將信君
繁本 護君 今村 雅弘君
武部 新君 河村 建夫君
長尾 敬君 古屋 圭司君
大河原雅子君 辻元 清美君
岡田 克也君 川内 博史君
黒岩 宇洋君 小川 淳也君
階 猛君 岡本 充功君
田嶋 要君 大西 健介君
中谷 一馬君 本多 平直君
西岡 秀子君 玄葉光一郎君
日吉 雄太郎君 馬淵 澄夫君
柚木 道義君 今井 雅人君
笠井 亮君 宮本 徹君
足立 康史君 杉本 和巳君

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

石破 茂君 富樫 博之君
岩屋 毅君 金子万寿夫君
小倉 將信君 村井 英樹君
鬼村 誠君 野中 厚君
河村 建夫君 大岡 敏孝君
笹川 博義君 田畑 裕明君

平沢 勝栄君 井出 庸生君
山本 幸三君 小田原 潔君
今井 雅人君 篠原 豪君
大西 健介君 源馬謙太郎君
岡本 充功君 西岡 秀子君
玄葉光一郎君 池田 真紀君
後藤 祐一君 屋良 朝博君
本多 平直君 高井 崇志君
馬淵 澄夫君 山本和嘉子君
杉本 和巳君 藤田 文武君

（議案提出）

一、去る二月二十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

一、去る一月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

所得税法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法の一部を改正する法律案

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

土地基本法等の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

（議案送付）

一、去る二月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

一、去る二月二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

令和元年度一般会計補正予算（第1号）

令和元年度特別会計補正予算（特第1号）

令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

（議案通知書受領）

一、去る一月三十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

一、去る一月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和元年度一般会計補正予算（第1号）

令和元年度特別会計補正予算（特第1号）

令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十八日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項

二、地方自治及び地方税財政に関する事項

三、情報通信及び電波に関する事項

四、郵政事業に関する事項

五、消防に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和二年二月二十八日

総務委員長 大口 善徳

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、財政に関する事項
- 二、税制に関する事項
- 三、関税に関する事項
- 四、外国為替に関する事項
- 五、国有財産に関する事項
- 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
- 七、印刷事業に関する事項
- 八、造幣事業に関する事項
- 九、金融に関する事項
- 十、証券取引に関する事項
- 二、調査の目的
- 右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 令和二年一月二十八日
- 財務金融委員長 田中 良生
- 衆議院議長 大島 理森殿
- 国政調査承認要求書
- 一、調査する事項
- 一、農林水産関係の基本施策に関する事項
- 二、食料の安定供給に関する事項
- 三、農林水産業の発展に関する事項
- 四、農林漁業者の福祉に関する事項
- 五、農山漁村の振興に関する事項
- 二、調査の目的
- 右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 令和二年一月二十八日
- 農林水産委員長 吉野 正芳
- 衆議院議長 大島 理森殿
- 一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月三十一日これを承認した。
- 国政調査承認要求書
- 一、調査する事項
- 予算の実施状況に関する事項
- 二、調査の目的
- 予算の実施の適正を期するため
- 三、調査の方法
- 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 令和二年一月三十一日
- 予算委員長 棚橋 泰文
- 衆議院議長 大島 理森殿
- (質問書提出)
- 一、去る一月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 歴代内閣における「桜を見る会」への地元関係者の招待に関する質問主意書(櫻井周君提出)
- 一、去る一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 被爆建物「旧広島陸軍被服支廠」の保存に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

- 政府チャーター機の利用に係る費用の負担に関する質問主意書(山内康一君提出)
- 日本語能力試験の認定書の偽造に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
- 大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用延期及び国語・数学の記述式問題の導入見送りに関する質問主意書(初鹿明博君提出)
- 新型コロナウイルス感染症に対する迅速な対応に関する質問主意書(松原仁君提出)
- 世界保健機関の新型コロナウイルス感染症対応に関する質問主意書(松原仁君提出)
- 一、去る一月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 政府が目指す5G実現に向けた取組みに関する質問主意書(丸山穂高君提出)
- 大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用延期及び記述式問題の導入見送りに関する質問主意書(丸山穂高君提出)
- 一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 安倍晋三後援会が主催した「桜を見る会」の前夜祭の透明性の確保に関する質問主意書(山井和則君提出)
- 制定当時は想定していなかった同性婚と憲法との関係に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
- 一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 除去土壌の再生利用の基準に関する質問主意書(阿部知子君提出)
- 東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)
- 安倍首相が施政方針演説で地方創生の企業支援の好事例として紹介した男性が既に島根県江津市から転居していたことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

新型コロナウイルス感染症拡大により武漢から帰国した者を相部屋に滞在させたことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

- (答弁書受領)
- 一、去る一月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
- 衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」の招待者について「の決裁者の変更に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出カジノ汚職事件をめぐる問題と統合型リゾート推進に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律と麻生太郎副総理兼財務大臣の発言との整合性に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出保釈中被告人の国外逃亡事件の原因究明と改善に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出刑事事件としては不起訴となった事件について民事裁判では被害が認定された場合の刑事と民事での判断の不整合に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出インターネット上の誹謗中傷行為が実質的に野放しになっている被害者が泣き寝入りを強いられている問題に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」にかかる公文書管理法違反に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員櫻井周君提出自衛隊の中東海域への派遣の法的根拠に関する質問に対する答弁書
- 衆議院議員松原仁君提出羽田空港「飛行経路指定」に関する大臣告示に関する質問に対する答弁書

令和二年二月六日 衆議院会議録第五号 議長の報告

衆議院議員中谷一馬君提出通信と放送が融合する新時代におけるNHKの受信料のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出小泉進次郎環境大臣の育児休業取得に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出カジノを含む統合型リゾート（IR）担当の内閣府副大臣が収賄容疑により逮捕された事実とIRの在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出桜を見る会招待者名簿の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出通信と放送が融合する新時代におけるNHKのインターネット関連業務のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄の真実性等に関する質問に対する答弁書

令和二年一月二十日提出
質 問 第 一 号

「桜を見る会」の招待者について「の決裁者の變更に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

「桜を見る会」の招待者について「の決裁者の變更に関する質問主意書

桜を見る会の招待者については、平成十八年には安倍晋三官房長官を経て小泉純一郎内閣総理大臣によって最終決裁が行われたことが国立公文書館に保管された決裁文書によって明らかにされた。

しかし、質問主意書に対しては、「内閣官房及び内閣府において、当該「桜を見る会」の招待者について文書による決裁は行っていない。」との答弁（内閣衆質二〇〇第一五〇号）があった。すなわち

平成十八年から平成三十年までの間に、決裁権者が誰かなどの決裁に関する規定を変更していることになると思われることから、以下質問する。

一 「桜を見る会」の招待者について「が内閣総理大臣によって決裁が最後に行われたのはいつか。

二 「桜を見る会」の招待者について「が内閣総理大臣によって決裁が行われなくなったのはなぜか。

三 「桜を見る会」の招待者について「にかかる決裁に関する規定を変更したのはいつか。

四 「桜を見る会」の招待者について「にかかる決裁に関する規定を変更したのはなぜか。

内閣衆質二〇一第一号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」の招待者について「の決裁者の變更に関する質問について」、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」の招待者について「の決裁者の變更に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

「桜を見る会」の招待者について、現在、内閣総理大臣が決裁者として決裁した文書を確認できるのは平成十八年度に開催された「桜を見る会」が最後であるが、平成二十二年までは文書による決裁が行われていたところ、その後文書による決裁を行わないこととしたのは、事務の簡素化の観点からと考えられ、御指摘の「決裁に関する規定」の變更によるものではない。

令和二年一月二十日提出
質 問 第 二 号

カジノ汚職事件をめぐる問題と統合型リゾート推進に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

カジノ汚職事件をめぐる問題と統合型リゾート推進に関する質問主意書

国土交通省観光庁は、二十二十年一月に「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」を策定・公表するようである。

一方で、内閣委員長やIR担当副大臣を務めるなどカジノ推進に深く関わってきた秋元司衆議院議員が二十九年十二月二十五日に逮捕されるなどIR（統合型リゾート）整備におけるカジノ参入をめぐる汚職事件が発覚し、IRとカジノの進め方に疑義が生じている。まずは、カジノに関する汚職事件の全容が明らかになってから、その問題を踏まえて基本方針の策定は一旦中断すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二〇一第二号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出カジノ汚職事件をめぐる問題と統合型リゾート推進に関する質問について」、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出カジノ汚職事件をめぐる問題と統合型リゾート推進に関する質問に対する答弁書

めぐる問題と統合型リゾート推進に関する質問に対する答弁書

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第五条第一項に規定する基本方針については、国土交通大臣が、同条第三項の規定に基

づきカジノ管理委員会を含む関係行政機関の長に協議するとともに特定複合観光施設区域整備推進本部の決定を経た上で定め、同条第四項の規定に基づき公表することとされており、現在、当該協議が行われているところである。

令和二年一月二十日提出
質 問 第 三 号

政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問主意書

提出者 櫻井 周

政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問主意書

言葉の定義は、憲法と法律の解釈と運用の根幹となる。にもかかわらず、安倍晋三内閣は、自らに都合の悪い事実が発生すると「定義を定めることは困難」と答弁する。

例えば、「反社会的勢力」の定義は「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において定められ、企業が反社会的勢力による被害を防止するための取り組みなどにおいて広く認識されてきた。しかしながら、安倍晋三内閣は、「反社会的勢力」の定義に関する質問に対する答弁（内閣衆質二〇〇第一一二号）において、「反社会的勢力」については、その形態が多様であり、また、その時々々の社会情勢に応じて変化し得るものであることから、あらかじめ限定的、かつ、統一的に定義することは困難であると考えている。」と答弁した。このように、従来から一般的に認識されてきた定義を否定することは、重大な社会問題となりうる。以下、質問する。

一 政府が法解釈にかかる言葉の定義を突如として否定すると、言葉の定義に連動して法解釈も変更されることとなり、法的安定性を損なうことになる。すなわち、言葉の定義を突如として変更することは社会に悪影響を及ぼしかねない

ことについて、政府はどのように責任を認識しているか。

二 安倍晋三首相は第二百回臨時国会の閉会後の記者会見で、憲法改正について、「必ずや私の手で成し遂げたい」と述べたが、憲法改正を実現するためには、まずは言葉を適切に定義することから始めるべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二〇一第三号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出政府が「定義を定めることは困難」と答弁することに関する質問に對する答弁書

一について

御指摘の答弁書（令和元年十二月十日内閣衆質二〇〇第一一二号）一から四までについては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成十九年六月十九日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の内容を何ら否定するものではなく、従来の政府の見解を変更しているものではない。すなわち、御指摘のような「言葉の定義を突如として変更する」というものではない。

二について

御指摘の「憲法改正を実現するためには、まずは言葉を適切に定義することから始めるべき」の趣旨が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

令和二年一月二十日提出
質問 第四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律と麻生太郎副総理兼財務大臣の発言との整合性に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律と麻生太郎副総理兼財務大臣の発言との整合性に関する質問主意書

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律では、第一条において、アイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

一方で、麻生太郎副総理兼財務大臣は一月十三日に福岡県直方市および飯塚市で開催した国政報告会において「二千年の長きにわたって一つの民族、一つの王朝が続いている国はこしかなない」と述べたとマスメディアが報道している。そこで、以下、質問する。

一 麻生太郎副総理兼財務大臣は「二千年の長きにわたって一つの民族、一つの王朝が続いている国はこしかなない」と発言したか。

二 「二千年の長きにわたって一つの民族、一つの王朝が続いている国はこしかなない」との発言は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の立法趣旨を真向か否定する発言であり、許されないと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二〇一第四号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律と麻生太郎副総理兼財務大臣の発言との整合性に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律と麻生太郎副総理兼財務大臣の発言との整合性に関する質問に對する答弁書

一及び二について

御指摘の発言は、他の国々と比べて民族、言語、文化が長い間比較的にまとまった形で継続してきたという日本の特徴を、麻生国務大臣が同大臣なりの言葉で表現したものであると承知している。

なお、同大臣は同発言について、誤解が生じることならばお詫びの上、訂正する旨述べている。

令和二年一月二十日提出
質問 第五号

保釈中被告人の国外逃亡事件の原因究明と改善に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

保釈中被告人の国外逃亡事件の原因究明と改善に関する質問主意書

二千二十年に東京でオリンピックおよびパラリンピックが開催される。これら国際的に注目されるイベントは、テロのターゲットにされうところ、高いレベルでの保安検査が求められている。

一方で、今回の保釈中の被告人が出国できたことから、出入国管理のずさんさが明らかになった。すなわち、このようなずさんな出入国管理では、テロリストなどが出入国管理においてすり抜けてしまいうリスクがある。そこで、以下、質問する。

一 どのような手法で出入国管理をすり抜けたのか、検証すべきと考えるが政府の見解如何。

二 東京オリンピック・パラリンピックの開催までにずさんな出入国管理を改善すべきと考えられるが政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二〇一第五号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出保釈中被告人の国外逃亡事件の原因究明と改善に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出保釈中被告人の国外逃亡事件の原因究明と改善に関する質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等をも踏まえ、テロの未然防止等の水際対策や、増加する観光客等に対する適切な出入国審査の実施が重要であると認識していることから、法務省の令和二年度予算において、出入国審査業務の充実強化等のための入国審査官等の増員について計上するなどしているところであり、より一層適正な出入国の管理に努めてまいりたい。

令和二年二月六日 衆議院会議録第五号 議長の報告

令和二年一月二十日提出
質問 第六号

刑事事件としては不起訴となった事件について民事裁判では被害が認定された場合の刑事と民事での判断の不整合に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

刑事事件としては不起訴となった事件について民事裁判では被害が認定された場合の刑事と民事での判断の不整合に関する質問主意書

令和元年十二月十八日に東京地方裁判所は、女性ジャーナリストが元民放社員の男性記者に性的暴行を受けたと訴えた裁判で、性行為が女性ジャーナリストの意思に反して行われたことを認定し、男性記者に慰謝料などの賠償を命じる判決を下した。この事件をめぐる、刑事手続きでは裁判所での審理を行わないまま検察が不起訴と判断した。一方で、民事訴訟において性的暴行が認定されて、賠償の請求が認められた。すなわち、一つの事件について刑事事件と民事訴訟では判断が正反対となる不整合が生じた。このような事態が生じていることを踏まえて、一般論として、以下、質問する。

一 刑事事件と民事訴訟では判断が正反対となる不整合が生じている問題について政府はどのような問題意識を持っているか。

二 刑事事件で検察が不起訴と判断した事件であっても民事訴訟で被害が認定された場合には、民事訴訟の中で認定された証拠に基づいて起訴すべきと考えるが政府の見解如何。

三 刑事事件について起訴する権限を検察が独占していることの正当性は検察が刑事事件を適切に扱っているとの国民からの信頼があつてこそ成立するものである。裁判所が公開された民事訴訟で示した判断と検察が非公開で下した判断

が異なると、検察への信頼が喪失し、検察が刑事事件を起訴する権限を独占していることの正当性が損なわれると考えるが政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二〇一第六号
令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出刑事事件としては不起訴となった事件について民事裁判では被害が認定された場合の刑事と民事での判断の不整合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出刑事事件としては不起訴となった事件について民事裁判では被害が認定された場合の刑事と民事での判断の不整合に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容及び裁判所の判断に関わる事柄であるので、お答えすることは差し控えたい。

令和二年一月二十日提出
質問 第七号

インターネット上での誹謗中傷行為が実質的に野放しになっていて被害者が泣き寝入りを強いられる問題に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

インターネット上での誹謗中傷行為が実質的に野放しになっていて被害者が泣き寝入りを強いられる問題に関する質問主意書

インターネット上では匿名であることをいいことに、誹謗中傷する行為が多発している。こうし

た無責任な行為に対して、名誉毀損などの損害賠償を求める民事訴訟など法的措置をとることは手続的には可能であるものの、時間と労力と費用がかかることから、被害者の多くは諦めている。しかし、誹謗中傷されても多くの場合、泣き寝入りとなるのは理不尽であり、また、加害者が野放しになっている現状はゆゆしき事態である。

我が国の場合、裁判手続きに時間と労力と費用がかかること、損害賠償請求が認められてもその金額が少額であつて実際の被害と裁判費用に全く見合わないことなど、損害賠償請求制度の不備がこの問題を深刻化させている原因の一つであると考え、以下質問する。

一 IPアドレスの開示請求、個人の特定、訴訟の提起と何度も裁判を提起する必要がある、これが問題の深刻化の原因の一つであると考え、訴訟の一本化など裁判手続きの簡素化が必要と考えるが政府の見解如何。

二 損害賠償請求では被害額が確定しているものについて請求できるが、被害が発生していることは確定であるものの被害額が算定困難な場合などは請求も困難である。現行制度ではどうしても被害者が泣き寝入りする損害部分が生じ、加害者が逃げ得となる。こうしたことを防止するために、損害の範囲や裁判にかかる費用などを幅広く認定するなど損害賠償制度の拡充を図るべきと考えるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二〇一第七号
令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出インターネット上での誹謗中傷行為が実質的に野放しになっていて被害者が泣き寝入りを強いられる問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出インターネット上での誹謗中傷行為が実質的に野放しになっていて被害者が泣き寝入りを強いられる問題に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「裁判手続きの簡素化」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について
お尋ねの趣旨が明らかではないが、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百四十八条は、「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」と規定している。

令和二年一月二十日提出
質問 第八号

「桜を見る会」にかかる公文書管理法違反に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

「桜を見る会」にかかる公文書管理法違反に関する質問主意書

安倍晋三内閣は、「桜を見る会」の二千三百七十七年度の五年分の招待者名簿について、公文書管理法が義務づける行政文書の管理簿への記載を行っていない。また、当該招待者名簿について、公文書管理法が義務づける行政文書の廃棄簿への記載も行っていないことについて、以下質問する。

一 「桜を見る会」の二千三百七十七年度の五年分の招待者名簿について、公文書管理法が義務づける行政文書の管理簿への記載を行わなかったのはなぜか。

二 菅義偉官房長官は一月十日の記者会見で、
「桜を見る会」の二千十三、十七年度の五年分の
招待者名簿について公文書管理法が義務づける
行政文書の管理簿への記載を行わなかったこと
は公文書管理法違反にあたることを認め、現職
の内閣府人事課長をはじめ、歴代の人事課長六
名を一月十七日に厳重注意処分としたが、公文
書管理法違反をした者が誰なのか明らかにされ
たい。また、今般の公文書管理法違反を犯した
責任者と担当者はこの六名の他にいないのか明
らかにされたい。

三 「桜を見る会」の二千十三、十七年度の五年分
の招待者名簿について、公文書管理法が義務づ
ける行政文書の廃棄簿への記載を行わなかった
のはなぜか。

四 菅義偉官房長官は一月十日の記者会見で、
「桜を見る会」の二千十三、十七年度の五年分の
招待者名簿について公文書管理法が義務づける
行政文書の廃棄簿への記載を行わなかったこと
は公文書管理法違反にあたることを認め、現職
の内閣府人事課長をはじめ、歴代の人事課長六
名を一月十七日に厳重注意処分としたが、公文
書管理法違反をした者が誰なのか明らかにされ
たい。また、今般の公文書管理法違反を犯した
責任者と担当者はこの六名の他にいないのか明
らかにされたい。

五 政府は、二千二十年度の「桜を見る会」の中止
を表明したが、二千二十一年度以降には「桜を
見る会」の再開を目指すのか。

六 廃棄簿に記載がないということは、「桜を見
る会」の二千十三、十七年度の五年分の招待者
名簿について廃棄されていない可能性がある。
政府が二千二十一年度以降に「桜を見る会」の再
開を目指すのであれば、「桜を見る会」の実施に
かかる問題点を正す必要がある。そのために
は、まずは「桜を見る会」の二千十三、十七年度
の五年分の招待者名簿を採り出して、問題点を

把握する必要があると考えるが、政府の見解如
何。
右質問する。

内閣衆質二〇一第八号
令和二年一月三十一日

衆議院議員 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」にか
かる公文書管理法違反に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出「桜を見る会」にか
かる公文書管理法違反に関する質問に対す
る答弁書

一から四までについて

御指摘の「行政文書の管理簿」、「今般の公文
書管理法違反を犯した責任者と担当者」及び「行
政文書の廃棄簿」の意味するところが必ずしも
明らかではないが、平成二十五年から平成二
十九年度までに開催された各「桜を見る会」の招
待者名簿（以下「本件名簿」という。）について
は、各年度において、本件名簿を管理していた
内閣府大臣官房人事課の担当職員において、公
文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律
第六十六号。以下「法」という。）第七条第一項に
規定する行政文書ファイル管理簿（以下「管理
簿」という。）に記載がされていなかった前年度
における取扱いを漫然と踏襲したため、同項に
規定する管理簿への必要な記載に係る事務を行
わず、その結果、本件名簿の廃棄に当たって、
法第八条第二項の規定に基づく内閣総理大臣へ
の協議及び内閣府本府行政文書管理規則（平成
二十三年内閣府訓令第十号。以下「規則」とい
う。）第二十一条第三項に規定する移管・廃棄簿
への必要な記載に係る事務を行わなかったもの
である。
これに関し、内閣府においては、平成二十五

年度から平成二十九年度までの間、規則におい
て文書管理の実施責任者と位置付けられている
文書管理者である内閣府大臣官房人事課長の職
にあった職員四名に対し、令和二年一月十七
日、内閣府本府職員の訓告等に関する規程（平
成十三年内閣府訓令第六十六号）第二条第一項
及び第三項の規定に基づく処分を行ったところ
である。

五について

御指摘のとおり、令和二年度の「桜を見る会」
は中止することとし、招待基準の明確化や招待
プロセスの透明化を検討し、予算や招待人数を
含めた全般的な見直しを、幅広く意見を聴きな
がら行うこととしている。

六について

本件名簿については、内閣府において廃棄さ
れている。なお、「桜を見る会」については、五
について述べたとおり、全般的な見直しを行
うこととしている。

令和二年一月二十日提出
質問 第九号

自衛隊の中東海域への派遣の法的根拠に関す
る質問主意書

提出者 櫻井 周

自衛隊の中東海域への派遣の法的根拠に関
する質問主意書

政府は、日本関係船舶の安全確保に必要な情報
収集活動を目的として、護衛艦一隻及び海賊対策
のためにソマリア沖に派遣中の固定翼哨戒機P-
3C一機を中東アデン湾等へ派遣することを、第
二百回臨時国会閉会後で第二一回通常国会開会
前の二千十九年十二月二十七日に閣議決定した。
この自衛隊の中東海域への派遣について、政府は
防衛省設置法第四条第一項第十八号の「調査及び
研究を根拠とした。そこで、以下質問する。
一 防衛省設置法第四条は防衛省の事務として定

められているものであり、また防衛省設置法第
五条は自衛隊の任務、行動及び権限等は「自衛
隊法の定めるところによる」としている。とし
て、自衛隊法は自衛隊の調査研究に関して第二
十五条、第二十六条、第二十七条及び第二十七
条の二など個別規定により対象となる分野を限
定的に定めているところ、防衛省設置法第四条
第一項第十八号を自衛隊派遣の根拠とするの
は、防衛省設置法第五条に違反するものと考え
るが、政府の見解如何。

二 日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活
動において自衛隊の護衛艦や哨戒機などを用い
る必要があるのであれば、自衛隊法改正や特別
措置法の制定など必要な立法措置をとるべきと
考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二〇一第九号
令和二年一月三十一日

衆議院議員 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員櫻井周君提出自衛隊の中東海域へ
の派遣の法的根拠に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出自衛隊の中東海域
への派遣の法的根拠に関する質問に対する
答弁書

一及び二について
防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四
号）第四条第一項第十八号の規定は、そもそ
も、中央省庁等改革のための国の行政組織関係
法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第
百二号）第十二条の規定により防衛庁設置法（当
時）における防衛庁（当時の所掌事務に係る規
定が改められた際、自衛隊が引き続き艦艇、航
空機等を用いた情報収集活動や警戒監視活動等
を行うことができることを法律上明らかにする等

令和二年二月六日 衆議院会議録第五号 議長の報告

の趣旨で設けられたものである。

今般、「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」(令和元年十二月二十七日閣議決定)において実施することとした自衛隊の艦艇及び航空機による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応として行う自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十二条に規定する海上における警備行動に關し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要な情報を収集する観点から、防衛省設置法第四十一条第十八号に規定する所掌事務の範囲内で必要な対応を行うものであり、現行の法令に基づいて実施することが可能なものであることから、何らかの特別措置法の制定を含む新たな立法措置は必要ないと考えている。

なお、御指摘の自衛隊法第二十五条から第二十七条の二までの規定は、防衛省設置法第五条及び第二十七条の規定に基づき、自衛隊の機関の組織及び所掌事務を定める観点から、自衛隊の機関である学校、補給処、病院及び教育訓練研究本部が行うそれぞれの事務の内容やこれらの機関の長の設置等について規定したものであり、御指摘のように「自衛隊の調査研究に關して・・・個別規定により対象となる分野を限定的に定めている」というものではない。

令和二年一月二十日提出
質問 第一〇号

羽田空港「飛行経路指定」に関する大臣告示に
關する質問主意書

提出者 松原 仁

羽田空港「飛行経路指定」に関する大臣告示
に關する質問主意書

航空法第三十七条の規定により、国交大臣は航

空路の指定に關し、大臣告示を行うこととされて
いる。

「第三十七条 国土交通大臣は、航空機の航行
に適する空中の通路を航空路として指定す
る。

2 前項の航空路の指定は、当該空域の位
置及び範囲を告示することによつて行
う。」

羽田空港に係る現在の運用では、北風時におけ
る着陸復行(ゴーアラウンド)の際にのみ、例外的
に都心部上空を飛行している。そのため、二〇二
〇年夏ダイヤから予定される南風時の都心上空で
の着陸飛行経路(都心低空飛行ルート)は、今回新
規に航空路として設定されるものと考えている。

また、羽田空港新飛行経路に關する国土交通省
告示として、令和元年九月三十日の国土交通省告
示五七四号は航空法第三十八条の規定に基づく告
示であり、同年十一月三十日の国土交通省告示八
六二号は航空法第四十条の規定に基づく告示、同
年十二月五日の国土交通省告示八八四号は、航空
法第四十六条の規定に基づく告示であると考え
る。ゆえにこれらの告示は全て、「航空法第三十
七条に基づく告示」には当たらない。

上記を踏まえ、以下質問する。

一 羽田空港への都心低空飛行ルートに關する、
航空法第三十七条に基づく国土交通大臣告示
は、令和元年八月以降、既に公布されたか。ま
た、施行されたのか。

二 これから公布、施行される予定はあるか。あ
るのであれば、その予定日はいつか。

三 都心低空飛行に係る大臣告示が実施されない
のであれば、各航空会社の飛行機が新たに都心
低空飛行ルートを飛行する際に引用する法的根
拠をご説明願いたい。

内閣衆質二〇一第一〇号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出羽田空港「飛行経路指
定」に關する大臣告示に關する質問に對し、別
紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出羽田空港「飛行経
路指定」に關する大臣告示に關する質問に
對する答弁書

一 から三までについて

東京国際空港における新たな飛行経路のうち
南風時に運用される進入経路については、航空
法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十七
条第一項の規定に基づき指定される「航空路に
該当しないが、同法第八十三条の規定に基づく
航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十
六号)第百八十九条第一項第一号に規定する「計
器飛行方式による進入の方式その他当該空港等
について定められた飛行の方式に含まれるこ
とから、同条第二項の規定に基づき定められた
ところである。

令和二年一月二十日提出
質問 第一一〇号

通信と放送が融合する新時代におけるNHK
の受信料のあり方に關する質問主意書

提出者 中谷 一馬

通信と放送が融合する新時代におけるNH
Kの受信料のあり方に關する質問主意書
通信と放送が融合する新時代におけるNHK
(日本放送協会)の受信料のあり方について、以
下、質問する。

一 公共放送のモデルと言われるイギリスの公共
放送BBCに大きな変化が起ころうとしてい

る。

二〇一九年十二月十二日にイギリスで行われ
た総選挙にて保守党が圧勝したことを受け、党
首のボリス・ジョンソン首相が掲げた欧州連合
(EU)からの離脱に加え、BBCの受信料廃止
発言の行方が注目されている。

ジョンソン首相はBBCについて、「BBC
の受信料制度は税金のようでおかしい。視聴し
た分だけ払う有料放送型に移行させるのが望ま
しく、選挙に勝利すれば受信料制度の廃止を検
討する。」多くの企業が運営資金を自ら調達す
る中で、テレビなど報道機関が国民からの受信
料で資金をまかなう方式が長期的にみて理にか
なうのか、皆さんにも是非考えてほしい。私に
言えるのはそれだけだ。「誰もがテレビをもつ
ているのだから、受信料という仕組みはつま
るところ、実質的には税金と同じではないのか。
そういう観点からもよく考えてみる必要がある
。」「テレビの所有者が皆、特定のテレビやラ
ジオ番組にお金を払わなければならない制度を
いつまでも正当化しておいていいのか。そこが
問題だ。」などと発言したと報道されており、視
聴する分だけお金を払う有料放送型の課金制へ
の移行、いわゆるスクランブル放送のような任
意加入制への移行化を進めたい考えであると想
定される。

BBCをモデルとしてきたNHKにおいても
この動きを注視する必要があると考える。
その一方でスイスでは、二〇一八年三月に受
信料の廃止に關する国民投票があつたが、反対
が七十一・六％で受信料廃止案は否決された。
公共放送に對する前向きな意思表示がなされ、
サービスが国民に評価されていることを裏付け
る結果となった。

こうした世界の公共放送の受信料に關する情
勢を政府としてどのように考察されているの
か、所見を伺いたい。

二 総務省が令和元年、放送法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集を行ったところ、「常時同時配信を実施することにより、スマートフォンやPCなどインターネットに接続することができる環境を有する全ての者に對してNHKが受信料を徴収することに反対する」という趣旨の意見が寄せられた。

これに對して、総務省は、「常時同時配信を受信できることをもって、スマートフォンやPCなどの所有者が新たに受信料を負担することになるものではありません」と返答している。

そうした中、NHKのHP（ホームページ）によれば、放送受信契約とは、「NHKの放送を受信できるテレビ（チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含みます）を設置された方に、結んでいただくものです。この放送受信契約に基づき、放送受信料をお支払いいただきます」と書かれている。

そうした中、例えば二〇一九年十二月にドンキホーテが発売したチューナーレス液晶テレビは、簡単に言うとうインターネットができるパソコンなどに接続ができるリモコンがついた大型PC（パソコン）モニターであるが、NHK放送をチューナーで受信しないチューナーレス液晶テレビには放送受信契約の義務はなく、常時同時配信しているNHKの番組をパソコンでインターネット接続し、チューナーレス液晶テレビで見ても受信料を負担することにはならないと考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

三 私指摘しているように、チューナーレス液晶テレビでNHKの番組を見ても受信料を負担することがないとするは、チューナー内蔵のテレビを持っていたら月千三百十円・年一万四千五百四十五円（地上放送・継続振込等の場合）、月二千二百八十円・年二万五千三百二十円（地上契約含む衛星契約・継続振込等の場合）の固定費がかかるが、チューナーレステレビならば

インターネットに接続すれば受信料を求める表示が画面上に出てくるものの、通信料のみで受信することが可能となり、NHKのみならず見たい時に見たいものを見るインターネットの利点を考えれば、そちらの方がリーズナブルだと判断する国民が増えると考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

四 通信と放送が融合する新時代において、現在の受信料のあり方を維持することは公平性の観点からもビジネスモデル的にも難しくなっており、付焼き刃のような改築的な制度変更や解釈変更では成り立たなくなると考える。

こうした観点から我が国の受信料負担のあり方については、政府が言うような中長期的に検討すべき課題ではなく、喫緊に時代のニーズに對応したあり方を示す必要があると考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

五 平成二十九年NHK決算の数字を基に、仮にNHKが受信料徴収をドイツのようにテレビを持たない世帯を含む全ての世帯から公平に徴収するかたちにしたと仮定して計算すると、支払い率は約八十％から百％となり、約七千億円程度の受信料収入が二十％上げれば約千四百億円程度の財源が生まれる。

また、受信料の約十・九％、約七百七十・九億円程度を占める徴収コストの営業経費が必要なくなることから、これらを単純に足し合わせて計算をしても二千億円以上の財源が生まれる。

そしてこの二千億円を国民に對して公平に分配すればこれだけでも受信料は約三十％値下げできると同時に総収入約七千億円程度のNHK事業規模を維持できると考える。

またNHKの肥大化に對して規模の縮小を行う考えがあるとするは、約七百億円の削減あたりで、十％程度の受信料の減額が可能であると考える。

三十％値下げができれば、地上契約の月額受信料も現在の千三百十円（継続振込等の場合）から八百円台の数百円単位まで引き下げることが可能であり、年間払いも現在の一万三千三百九十円（継続振込等の場合）から九千円台の一万円を切る水準まで落とすことが現実的に可能である。

こうした観点から、通信と放送が融合する新時代におけるNHKの新たな受信料のあり方に関する案として、今まで通り全ての番組、コンテンツをノンスクランブル放送で配信し、ドイツのようにテレビを持たない世帯を含む全ての世帯から公平な制度で受信料徴収を行い、その収入を契約者である国民に等しく分配することであるが如何か。この制度案に関する政府の見解を伺いたい。

六 通信と放送が融合する新時代におけるNHKの新たな受信料のあり方に関するもう一つの案として、災害時の緊急放送や報道、教育・教養番組、国会中継など公共性の高い番組、コンテンツの配信に對してのみ受信料を徴収してノンスクランブルでの放送を行い、それ以外のコンテンツに関しては広告収入やいわゆるスクランブル放送のような任意加入制を導入することにより、民間放送事業者と公正な競争環境で競争を行うこととするは、公共放送として必要な番組を残しつつ、大幅に受信料を削減することが可能となり、「NHKの肥大化」「民業圧迫」「市場競争の阻害」といった懸念が払拭されると考えるが如何か。この制度案に関する政府の見解を伺いたい。

七 現在NHKにおいては、広告収入は認められておらず、仮に推進しようとしても民放との関係もあり、容易には進まない問題であると考えられている。

その一方で、ドイツ、フランス、イタリア、

カナダ、ブラジル、インド、中国、韓国、カタールのアルジャジーラなど挙げればキリがないほどの多くの国で公共放送で広告収入を認めながら運営が行われている現状がある。

多くの国々が広告収入を認めながらも公共放送としての公平性・客観性を担保している現状がある中で、日本が広告収入を認めず、総収入の約九十六％を受信料で国民負担に依存しているビジネスモデルが、これからの時代に即しているのかややはり大きな疑問が残る。

こうした観点から広告収入についても新たなNHKのビジネスモデルの中で検討すべき課題であるとするが、広告収入について現在政府内ではどのような議論が行われているのか。また今後、広告収入を視野に入れた事業運営が行われる可能性があるのか政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇一第一一号
令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出通信と放送が融合する新時代におけるNHKの受信料のあり方に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出通信と放送が融合する新時代におけるNHKの受信料のあり方に関する質問に對する答弁書

一 について
お尋ねの「世界の公共放送の受信料」については、諸外国における公共放送の果たすべき役割や具体的サービス内容等に応じ、それぞれの国の実情等を踏まえつつ、国ごとに異なっていると承知している。

二について

御指摘の「チューナーレス液晶テレビ」については、日本放送協会(以下「協会」という。)の放送を受信することのできる受信設備ではないため、これを設置した者は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第六十四条第一項の規定に基づく受信契約を締結する義務の対象とはならない。

三について

放送法第二十条第九項の認可を受けた実施基準において、地上テレビ常時同時配信に係る業務の実施に当たっては、地上テレビ常時同時配信で提供している放送番組を表示するウェブサイト等の画面上に協会との受信契約を確認するための情報の提供を求める旨のメッセージを必要かつ十分な大きさで表示することとしており、協会と受信契約を締結していない者が同時に放送している協会の放送番組と同じものを視聴できることにはならないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四から七までについて

先の答弁書(令和元年八月十五日内閣衆質一九九第一六号)八について及び九及び十についてでお答えしたとおり、御指摘の諸外国の「テレビを持たない世帯を含む全ての世帯から公平に徴収するかたち」や「広告収入」を含めた受信料負担の在り方については、諸外国における公共放送の果たすべき役割や具体的サービス内容等に応じ、それぞれの国の実情等を踏まえつつ、国ごとに異なっていると承知しており、その上で、お尋ねの我が国の受信料負担の在り方については、放送をめぐる環境変化や、国民・視聴者から十分な理解が得られるかといった観点も踏まえ、中長期的に検討すべき課題であると考えている。

令和二年一月二十日提出
質 問 第一二二号

小泉進次郎環境大臣の育児休業取得に関する
質問主意書

提出者 中谷 一馬

小泉進次郎環境大臣の育児休業取得に関する
質問主意書

令和二年一月十七日、小泉進次郎環境大臣に第一子となる男児が誕生した。心からお慶びを申し上げ、御子息の健やかな成長を祈念する。

そうした中、小泉進次郎環境大臣が育児休業(以下「育児」という。)を取得する意向であるという報道がなされている。

私個人としては随分以前より、大臣が育児を取得し、社会にその賛否を問うことは議論の活性化に繋がり、とても良いことだと考えている。

私も産前・産後休業(以下「産休」という。)及び育児の取得は、男女共同参画社会の実現、少子化対策、持続可能な社会を維持するなどの観点から社会全体で推し進めることが重要であると認識している。

こうした観点から小泉大臣の育児取得に関連する事項について、以下質問する。

一 厚生労働省の雇用均等基本調査によると、女性の育児取得率は、二〇〇七年度以降は常に八十%を超えている。しかしながら、二〇一九年三月にゼネラルリサーチ株式会社が行った「男性の育児休暇に関する意識調査」によれば、子育て世代の八五・九%が男性の育児について取得に前向きな気持ちを持っているにもかかわらず、男性の育児取得率は、国家公務員で十二・四%、民間企業で六・一六%、地方公務員で五・六%と大変低い水準に留まっている。こうした現状をどのように捉えているのか、所見を伺いたい。

二 小泉大臣は二〇一九年十一月に「環境省職員

にとつて育児を取りにくい環境を残したまま、(自分が)取るわけにはいかない」と発言され、同年十二月には「(育児に関して)自分が取ればいいというものではないし、環境省の職員の働きやすい環境をつくる。育児、産休、そしてまたその後の復帰、復職、そういったこと、のしやすいうちで、環境省の働き方についていろいろ課題、改善しなければいけないところがあるのはこんなにあるのかと感じるところがある。で、それを一つ一つ解消していく努力をしない中で自分がということはない」と発言されているが、小泉大臣が育児を取得するということがあれば、環境省の職員にとつて働き方の改善がなされ、育児の取りにくい環境が解消されたと考えているのか、政府の見解を伺いたい。

三 環境省の事業見直しを進めるため、本年一月に「選択と集中」実行本部を立ち上げ、育児取得の環境整備など働き方改革の議論等を行い、休暇取得の具体策を検討するとされているが、現在環境省ではどのような議論がなされているのか、伺いたい。

四 小泉大臣は、第一子誕生後の三か月間に、合計二週間程度の育児を取得すると報じられている。第一子誕生後の三か月の間に合計二週間程度とした理由はどういったものであるのか、根拠や見解について詳細を伺いたい。またいつから取得するのか、具体的な取得予定時期についても併せて伺いたい。

五 国会議員及び閣僚の産休及び育児の取得に当たっては、将来的に労働者の産休中及び育児中も給与が百%支払われる社会を目指すべきという観点から歳費、給与の返納は行わないとする考え方や、育児休業給付金の水準である六十%に合わせて選挙区外の福祉団体等に歳費、給与の三十三%分を寄附しようという考え方は

どが想定されるが、今回小泉大臣が示されることとなる先例は今後の育児取得時の給与や給付の在り方に大きな影響を与えると考える。

国務大臣は、国会議員としての歳費も含めて俸給月額百四十六万六千円、年間給与額約二千九百五十三万円が支給される。そして、議員歳費の国庫返納については現行制度が整っていないものの閣僚の給与は自主返納することが可能である。

今回取得予定の育児において小泉大臣は、その給与に関して全額支給を受けるのか、それとも労働者に倣つて休業分の給与減額や自主返納等何らかの措置が講じられるのか、その取扱いについて伺いたい。またその取扱いを政府は容認しているのか併せて見解を伺いたい。

六 小泉大臣は、国会や閣議など重要な公務の場合には出席し、打合せはテレビ会議やメールを活用したテレワークで行うなど働き方を工夫すると報じられているが、本質的な問題として産休中及び育児中の閣僚決裁事務や議員の議決権については触れられていない。

有権者の負託を受けた議決権を放棄することは議員の職務を全うする上では大きなジレンマとなることから、例えばスペイン議会では、遠隔投票で議場にいらなくても投票が可能となっており、日本においても本来的には検討すべき課題であると考えている。

こうした観点から、公務での出張や病氣、妊娠や出産などを想定した電子化による遠隔での閣議参加や閣僚決裁事務の在り方について検討を進めるべきと考えるが如何か。所見を伺いたい。

七 一から六まで様々行った質問は、そもそも現在閣僚や議員の産休及び育児についての法律上の制度がないことに起因しているものである。こうした観点から政府においてはまず閣僚の産休及び育児について、明確に法制度を整えるこ

とが本来必要であると考えるが如何か。所見を伺いたい。
右質問する。

内閣衆質二〇一第一二二号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出小泉進次郎環境大臣の育児休業取得に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出小泉進次郎環境大臣の育児休業取得に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「男性の育児取得率」について、例えば、厚生労働省の委託により平成三十一年一月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の子が三歳未満である労働者を対象に実施したアンケート調査によると、「男性・正社員」について、未子の出産や育児のために休暇・休業制度を利用した、あるいは、休暇・休業制度の利用を希望していた回答者のうち、「育児休業制度を利用した割合」は十九・九パーセントとなっている一方、「育児休業制度の利用を希望していたが、利用しなかった割合」は三十七・五パーセントとなっていること等を踏まえると、男性の育児休業取得率は低く、男性労働者が希望どおりの育児休業を取得する上で様々な課題があるものと認識している。

政府としては、関係省庁が連携し、官民を問わず、引き続き男性の育児休業取得促進に向けた取組を進めてまいりたい。

二及び三について
お尋ねの環境省における「働き方の改善」や「休暇取得の具体策」に関する議論等について

令和二年二月六日 衆議院会議録第五号、議長報告

は、同省が、令和元年十二月二十日に立ち上げた「選択と集中」実行本部の下に、育児、介護、病気療養等と仕事との両立を図ることができ職場環境を整備すること等を目的として「働き方改革」実現チームを設置し、業務の進め方に対する職員の意見を聴くこと等により働き方改革についての議論を進めているところである。

時間の中で、業務に支障のないように柔軟に、通算二週間、育児を取得したいと考えています。」と表明し、閣議の運営に支障が生じないよう対応しているところである。また、各府省における決裁の在り方については、例えば、環境省においては、環境省行政文書管理要領(平成二十三年環境省訓令第四号)に基づき電子決裁を活用するなど、各大臣等が適切に対応しているところである。

七について
御指摘の「閣僚の産休及び育休の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、国務大臣は、その職務の性格等に鑑み、勤務時間等が法令で規定されておらず、休業や休暇についての制度も存在しないものと承知している。

令和二年一月二十日提出
質問 第一三三三号

カジノを含む統合型リゾート(IRR)担当の内閣府副大臣が収賄容疑により逮捕された事実とIRRの在り方に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

カジノを含む統合型リゾート(IRR)担当の内閣府副大臣が収賄容疑により逮捕された事実とIRRの在り方に関する質問主意書
カジノを含む統合型リゾート(IRR)をめぐるのは、政権与党で元IRR担当の内閣府副大臣を務めたあきもと司衆議院議員が収賄容疑で逮捕されたほか、自民党や日本維新の会の国会議員が贈賄側の中国企業から資金提供を受けた疑惑が浮上している。

二〇二〇年一月六日に東京新聞が報道した調査によれば、IRRの国内整備に反対している人は六十四％で、賛成の三十二％の倍となる多くの人々が反対していることが浮き彫りとなり、IRRへの国民の視線は非常に厳しい。

多くの国民がIRRについて大きな疑念を抱いており、政府には説明責任を果たして頂くべく、以下質問するので、真摯かつ明快に御答弁頂きたい。

一 報道によると、カジノリゾート運営会社大手シーザーズ・エンターテインメントが、米国ネバダ州リノにある「ハラース・リノ・ホテル・アンド・カジノ」を売却することとなった。売却後は、ギャンブルを含まないリゾート施設に事業計画を変更し、カジノは閉鎖される。消費者の間で従来型のカジノでのギャンブルへの関心が低下していることから、カジノ運営会社はスポーツくじなど、別の事業分野への投資を迫られている、とされており、カジノの斜陽産業化が浮き彫りとなっている。

こうした状況は安倍内閣総理大臣が提唱する「成長戦略の目玉」とは程遠いものであると考えるが、如何か。政府の見解を伺いたい。
二 二〇二〇年一月十二日にインターネットを利用してカジノ賭博をしていたとして男三人が逮捕された事件では、売上金の一部が暴力団の資金源になっていた可能性があると報道されている。

当然だが一般的には、金銭や宝石などを賭けてギャンブルや賭け事をすることは賭博罪で罰則を受けることとなる。

こうした事件が起こる日本においてカジノを誘致することは、非合法的な賭博を誘発し、更なる治安の悪化を招くと考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

三 IRRをめぐる、政権与党で元IRR担当の内閣府副大臣を務めたあきもと司衆議院議員が収賄容疑で逮捕されたことに関して、政府はどのように捉えているのか、所見を伺いたい。

四 二〇一九年十二月二十七日に行われたBS番組の中で、安倍内閣総理大臣はあきもと司衆議院議員の逮捕について、「副大臣を経験した現職

の国会議員が逮捕されたことは、本場に遺憾だ」と感想を述べたが、政府の責任や再発防止策等についてはなんら触れられていない。

今回の逮捕事件について、政府の責任についてはどのように考え、今後どのような対策を図るつもりであるのか見解を伺いたい。

五 IIR担当の内閣府副大臣が事業者からの収賄容疑で逮捕されたことにより、IIRの整備過程に疑義が生じており、特定複合観光施設区域整備法（IIR整備法）の目的に掲げられた「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業」という概念は根本から覆っていると考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

六 IIR整備法の立案に関わった元IIR担当の内閣府副大臣が収賄容疑で逮捕され、複数の政治家がカジノ事業者との癒着で疑惑を持たれている以上、IIRに関して、二〇二〇年代半ばといわれるIIR開業に向けた全てのプロセスを止めて、白紙に戻すべきと考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二〇一第一三三号
令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出カジノを含む統合型リゾート（IR）担当の内閣府副大臣が収賄容疑により逮捕された事実とIRの在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出カジノを含む統合型リゾート（IR）担当の内閣府副大臣が収賄容疑により逮捕された事実とIRの在り方に関する質問に対する答弁書

一 について
我が国における特定複合観光施設区域の整備

は、カジノ施設のみならず、国際会議場施設、展示施設、レクリエーション施設等が一体的に運営される統合型リゾートを整備することにより、観光先進国の実現を後押しするものと考えている。

二 について

カジノ事業は、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため」、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）で定められたものである。また、都道府県等（法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。）が、民間事業者と共同して認定の申請（法第九条第一項の規定による認定の申請をいう。）を行う際に、区域整備計画（同項に規定する区域整備計画をいう。以下同じ。）に、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に関する事項等を記載させ、国土交通大臣は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等の観点で優れた区域整備計画を認定することとしている。

三、四及び六について

あきもと司衆議院議員に係る今般の事実が生じたことについては、令和二年一月二十三日の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「副大臣も務めた現職の国会議員が逮捕、起訴されたことは、まことに遺憾です。かつて副大臣に任命した者として事態を重く受けとめております」と答弁しているところであるが、当該事実については、個別の刑事事件に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。

また、特定複合観光施設区域の整備については、当該本会議において、安倍内閣総理大臣が「IRの推進に当たっては国民的な理解が大変

重要であり、事業者の選定における公正性、透明性の確保についても、今月発足した高い独立性を有するカジノ管理委員会や国会での御議論も十分に踏まえて丁寧に進めてまいりたいと考えております。」と答弁したとおり、丁寧な対応に努めてまいりたい。

五 について

御指摘の「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業」という概念は根本から覆っている」との意味するところが必ずしも明らかではないが、法第二百四十四条の規定に基づき、カジノ管理委員会は、その任務としてカジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることとされているところである。

令和二年一月二十日提出
質問 第一四号

桜を見る会招待者名簿の取扱いに関する質問
主 意 書

提出者 中谷 一馬

桜を見る会招待者名簿の取扱いに関する質問
問 主 意 書

安倍晋三内閣総理大臣主催の「桜を見る会」に関する公文書管理をめぐり、政府の法令違反や不適切な対応が次々と明らかになっていることを受けて、以下、質問する。

一 招待者名簿には内閣官房を含めた各省庁の推薦者名簿と、実際に招待される参加者の招待者名簿があり、両名簿の保存期間を一年未満と定めているのは内閣官房と内閣府の一部のみである。

何故、内閣官房と内閣府の一部のみが招待者名簿の保存期間を一年未満としているのか、政府の見解を伺いたい。

二 いわゆるマルチ商法を展開して経営破綻した「ジャパンライフ」元会長など不適切な人物が総

理大臣枠の区分番号六十で招待されていた疑惑など、招待者名簿が適切に管理・保存されていれば解明、検証できたはずである。

政府は、保存期間一年未満の文書として既に廃棄したという趣旨の説明をしており、招待者名簿の再調査や電子データの復元を考えていないと答えている。

そうした中、共同通信が二〇二〇年一月十二日に発表した世論調査によれば、安倍晋三内閣総理大臣主催の桜を見る会をめぐる疑惑について、安倍晋三内閣総理大臣が「十分に説明しているとは思わない」との回答は八十六・四％に上っている。

また、時事通信が二〇二〇年一月十七日に発表した世論調査においても、桜を見る会の問題をめぐって安倍晋三内閣総理大臣の説明について、「納得できない」が七十九・一％を占め、「納得できる」と答えた人はたったの六・六％しかない。

こうした誰もが納得していない状況を踏まえれば、招待者名簿の再調査や電子データの復元を行うべきであると考えられるが如何か。もし招待者名簿の再調査や電子データの復元を行わない場合には何故再調査や復元を行わなくてもよいと考えているのか、詳細な説明も含めて明快にご説明頂きたい。

三 廃棄したとされる二〇一七年度までの五年間の招待者名簿は、行政文書ファイルの廃棄簿だけでなく管理簿にも記載しておらず、文書の保存状況が確認できなかった。廃棄は正式な手続を経ておらず、法令上必要な内閣総理大臣の同意を得ていない。

本件について菅義偉内閣官房長官も「公文書管理法の関連規定、内閣府の文書管理規則に違反する対応だった」と述べており、管理簿への不記載は、公文書管理法に違反することを認めた。

この問題を受けて内閣府は、二〇一一年から二〇一七年に文書管理を所管していた人事課長五人を嚴重注意としたが、公文書管理法上は、「内閣府の長として安倍晋三内閣総理大臣も文書管理の責任を有する。」

本件は国民の財産を毀損する重大な問題であり、内閣総理大臣及び内閣官房長官も責任を負うべき立場であると考えが如何か。もし責任を負わない場合には何故責任を負わなくてよいと考えているのか、詳細な説明も含めて明快にご説明頂きたい。

内閣衆質二〇一第一四号
令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷 一馬君提出様を見る会招待者名簿の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷 一馬君提出様を見る会招待者名簿の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、行政文書の保存期間については、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。)及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)に基づき、行政文書の管理に関するガイドライン(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定)を踏まえ、それぞれの行政機関において、当該行政機関の長が設ける行政文書の管理に関する定めにおいて定められている。内閣府においては、内閣府本府行政文書管理規則(平成二

十三年内閣府訓令第十号。以下「規則」という。)第六条第一項に規定する文書管理者(以下「文書管理者」という。)が、規則第十六条第一項の規定に基づき、標準文書保存期間基準(以下「保存期間表」という。)を作成することとされており、職員は、規則第十四条及び第十六条第三項の規定に基づき、保存期間表に従って個々の行政文書の保存期間を設定することとされている。その上で、内閣官房及び内閣府が取りまとめる「様を見る会」の招待者名簿については、当該「様を見る会」の終了をもって使用目的を終えるほか、これを全て保存すれば個人情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理するなどの必要が生ずることから、当該名簿の作成に係る事務の文書管理者である内閣府大臣官房人事課長が定めた保存期間表において保存期間を一年未満とし、その終了後遅滞なく廃棄する取扱いとしている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成三十一年四月十三日に開催された「様を見る会」の招待者名簿については、先の答弁書(令和元年十二月十日内閣衆質二〇〇第一四号)一、二、四及び五についてでお答えしたとおりであり、内閣府において、紙媒体及び電磁的記録の双方について廃棄されていることを確認していることから、御指摘の「再調査」や「復元」を行うことは考えていない。

三について

内閣府においては、行政文書の管理が法の規定に基づき適正に行われることを確保するため設けられた規則において、部局における所掌事務に係る文書管理の実施責任者として文書管理者を指名すること、各文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等の現況について、行政文書ファイル管理簿に必要な記載をしなければならないこと等を規定し

ており、行政文書ファイル管理簿への記載に係る事務については、まずは各文書管理者の責任において適正に実施されるべきものと考えている。

令和二年一月二十日提出
質問 第一五号

通信と放送が融合する新時代におけるNHKのインターネット関連業務のあり方に関するNHKの質問主意書

提出者 中谷 一馬

通信と放送が融合する新時代におけるNHKのインターネット関連業務のあり方に関する質問主意書

地方のローカル局では、ネットワーク組織へ番組を送り出す放送局であるキー局が地方局を通じて番組を全国放送し、地方局が広告収入を得る全国系列ネットワーク型のビジネスモデルを展開している。

そうした中、NHK(日本放送協会)の常時同時配信に民放のキー局が追随して、配信エリアを制限せずに、ネット上で多くの番組を流すことになると、地方のユーザも視聴可能になるため、地方局のビジネスモデルを崩す可能性がある。

これに関連してNHKは地域制限を行うこととしており、民放連(日本民間放送連盟)もNHKが常時同時配信を行うに当たって重視すべき事項として地域制限を挙げている。

またNHKは現在インターネットの活用業務の実施基準においては、受信料財源業務の実施に要する費用の上限を受信料の二・五%としている。しかしながら近年では、Netflix、hulu、Amazon Prime等のOTT(Over The Top)と呼ばれる海外の事業者が日本でも巨大な資本を生かした良質なコンテンツの制作による動画配信サービスを展開しており、

テレビ離れが進んでいる若者を中心に視聴する人が多くなっている現状がある。これらに関連して、以下質問する。

一 本来インターネットは、ネットワークを通じて世界を結び、情報の共有を行うことを利点としている技術であるが、わざわざ地域制限を行い、誰もが番組を見ることができない状況を阻害することは、インターネットの利点を潰してしまおうと考えるが如何か。政府の所見を伺いたい。

二 OTTが、世界的に非常に強くなり、公共放送、民間放送事業者がどのように対抗していくのか策を求められている中、NHKが常時同時配信を行うにあたって地域制限を実施してわざわざ作ったコンテンツを抑制するような対応はピンとがずれているように感じる。

世界的にコンテンツ提供の市場原理が変わっている状況を踏まえれば、インターネット鎖国のような海外との通信規制でもない限りは、NHKが常時同時配信に地域制限をかけたとしてもOTTのコンテンツには制御がかけられないので、既存の放送局が行っていたビジネスモデルでは維持できないことは想像に容易い現状があると考えるが如何か。政府の所見を伺いたい。

三 イギリスでは、国策として公共放送と民間放送が協力して動画配信サービスを行うことにより、海外展開を行い、収益を上げていくことでOTTに対抗しようとしている。

インターネット配信は、日本全国の特徴ある番組、コンテンツを作成して、我が国に限らず全世界に提供することが可能となり、地方の自然、文化、暮らしなどの情報を広く紹介できる良い機会にもなると考えるので、本来的には公共放送で作成した番組、コンテンツを広く配信させる方が好ましいと考える。こうした観点から日本においても地域制限と

いうナンセンスな対策ではなく、NHKと民放の両者が協力し、OTTに対抗していくような前向きな対策を講じることが必要であると考え

四 現在NHKはインターネットの活用業務の実施基準においては、受信料財源業務の実施に要する費用の上限を受信料の二・五％としている。

これは民放連等がNHKの肥大化、民業圧迫等を理由に、常時同時配信が行われることになったとしても、この二・五％の上限の維持を求めていることに配慮していることが大きな要因であるとされているが、このように公共放送におけるインターネット活用業務に要する経費の上限規制をかけている諸外国の事例は他国の公共放送には存在せず、日本独自の規制であるという認識で正しいか、政府の所見を伺いたい。

五 私の認識が正しく、他国には事例がない日本特有の変った規制であるとするれば、放送と通信の融合する新時代においてこれからますます視聴者が増えるであろうインターネット戦略にかける予算に対して上限をかけることに違和感を感じる。

NHKにおける受信料の二・五％は、約百七十億円程度の規模になるが、世界の例を見るとイギリスの公共放送BBCは二〇一七年にインターネット活用業務に要する経費として約四百八億円、全体に占める割合としては七・五八％の予算規模で事業を進めている現状がある。

またNetflixに至っては、二〇二〇年に約一兆八千六百億円(百七十億ドル)の制作費を支出するとしており、百倍以上の規模となっている。テレビ離れ・スマートデバイスファーストが進む中、公共放送においてもインターネットでの視聴が中心となることが想定される

令和時代のNHKのあり方を考えるにおいて、こうした状況を放置しても問題ないと政府は考えているのか所見を伺いたい。

またOTTへの対抗策など新たな戦略やビジョンがあればあわせてその展望についても政府の見解を伺いたい。

六 国民・視聴者の目線で見ると、公共放送、民間放送の区別なく、質の高い番組を見たいというニーズがある。

そうした中、慶應義塾大学の中村伊知哉教授は、「例えば、ネット業務のためにNHKと民放の共通の基金を作るなど、次の市場、次のメディア環境をどう作っていくかを議論してほしい」と述べている。この意見には私もまったく同感であり、二・五％の上限を設けて発展の足を引つ張り合うような対策ではなく、むしろ、民放との共同事業にNHKが積極的に投資することで、民放とのWin-Winの関係を築く方が、海外の事業者との競争においても有益であると考え。

次の市場、次のメディア環境を作る目線で、民放との共有基金の組成やインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、NHKからも積極的に投資を行い、民間と共同してグローバルマーケットで戦うことのできる建設的な事業戦略を描く必要があるがどうか。政府の見解を伺いたい。

七 NHK経営委員会は常時同時配信の実現に尽力した上田良一現会長に代わって、次期会長に元みずほフィナンシャルグループ会長の前田晃伸氏を選任した。

前田次期会長は、これから常時同時配信に関わる課題に対応し、世界の通信事業者と放送事業者に対抗する経営戦略を前に進めていかなければいけない。

前田次期会長はみずほ時代に株価を十倍超まで引き上げた経営手腕をお持ちであると伺って

いるが、就任が決まった際の記者会見で「実はインターネットやパソコンを持っていない。古い人間で常時配信がどんなものかわかっていない。一月までにもうちよつと勉強させてほしい」と発言されている。政府はこの発言についてどのように捉えているのか所見を伺いたい。右質問する。

内閣衆質二〇一第一五号
令和二年一月三十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出通信と放送が融合する新時代におけるNHKのインターネット関連業務のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員中谷一馬君提出通信と放送が融合する新時代におけるNHKのインターネット関連業務のあり方に関する質問に対する答弁書

一について
日本放送協会(以下「協会」という。)が放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十条第二項第二号又は第三号の業務(以下「インターネット活用業務」という。)を行うに当たっては、同条第九項の規定により、その実施方法等について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされている。当該認可を受けた実施基準において、地上テレビ常時同時配信による地方向け放送番組の提供を、合理的に可能な範囲で当該放送番組の放送対象地域に限定して行う旨を定めていることは、同条第十項各号の認可基準に照らして、問題ないと考えている。

二について
お尋ねについては、民間放送事業者の経営状

況等は様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

三及び六について

協会が放送法第二十条第二項第二号の業務を行うに当たっては、同条第十四項の規定により、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならないとされており、当該規定に基づく協会と他の放送事業者との協力等により、放送番組等のインターネットにおける配信が促進されることを期待している。

四について

諸外国の公共放送において、インターネット活用業務に相当する業務に要する費用に上限規制を設けている事例は、現時点では確認されていない。ただし、網羅的な調査ではないため、日本独自の規制であるかはお答えできない。

五について

放送法第二十条第十項第四号において、実施基準の認可基準の一つとしてインターネット活用業務の実施に過大な費用を要するものでないことが規定されており、同条第九項の認可を受けた実施基準においてインターネット活用業務の実施に要する費用の上限を定めていることは、適当であると考えている。また、お尋ねの「OTTへの対抗策など新たな戦略やビジョン」について、政府として「OTTへの対抗策」という観点から策定しているものはないが、三及び六についてお答えしたとおり、同条第十四項に基づく協会と他の放送事業者との協力等により、放送番組等のインターネットにおける配信が促進されることを期待している。

七について

放送機関の代表者になる者として選定された者の個別の発言について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

令和二年一月二十二日提出
質 問 第 一 六 号

「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄の真実性等
に関する質問主意書

提出者 山井 和則

「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄の真実性等に関する質問主意書

内閣総理大臣主催の「桜を見る会」の招待について、その選定や対応が不適切かつ恣意的であったのではないかと指摘があります。また、その検証を行うために必要不可欠である行政文書たる招待者名簿の保管等の取り扱いが適切に行われてこなかったのではないかと指摘もあります。

そこで以下の通り、質問します。

一 内閣府では、「桜を見る会」の二〇一三年から二〇一九年の招待者名簿は廃棄しましたか。それとも、まだ廃棄されず残存していますか。もし廃棄したなら、それぞれの年の招待者名簿を廃棄した日付をあわせて示して下さい。

二 一について、廃棄した日付がわかる文書、書類はありますか。それぞれの年の廃棄の日付は、どのような方法で確認しましたか。また、その日付を、招待者名簿を管理している担当者からの聞き取りにより確認したのであれば、それぞれの年の招待者名簿をいつ廃棄したと当該担当者は回答しましたか。それぞれの年ごとに答え下さい。

三 招待者名簿の作成に当たっては、電子ファイルが作成されており、そのファイルが廃棄された場合には、当該ファイルが保存されていたサーバーに廃棄された日付等の記録である「ログ」が残るはずですが、内閣府の招待者名簿が廃棄されたことを主張するのであれば、当該「ログ」は確認したのですか。また、その「ログ」には、それぞれの年の招待者名簿が廃棄された日付は、いつと記録されていましたか。

四 三について、それぞれの年の招待者名簿が廃

棄されたことを示す「ログ」を公表することは可能ですか。政府の見解を示して下さい。

五 一について、それぞれの年の招待者名簿が、公文書の形ではなく、内閣府の職員が組織的に用いるものではない文書として、実際に保有している可能性も考えられます。そこで、そのような文書も含めて内閣府の中で再確認してあれば、招待者名簿が残存しているかどうかを回答して下さい。再確認しない場合は、その理由を回答してください。

六 二〇〇五年から二〇一九年の各年の「桜を見る会」の全体の招待者数と、そのうち「総理大臣等」が推薦したと分類されている招待者数を示した上で、その増減の要因について見解を示して下さい。

七 政府資料によれば、二〇一九年の「桜を見る会」の招待者で、「各界功績者（総理大臣等）」は八千八百九十四人とされていますが、その内訳、すなわち、総理大臣の推薦によるもの、自由民主党によるものなどの人数を示して下さい。また、その内訳は、どのような方法で確認しましたか。その内訳の数字の根拠となる文書、書類をあわせて示した上で、二〇一九年の招待者数の半数を大きく超えていることについての見解を示して下さい。

八 七について、「各界功績者（総理大臣等）」の八千八百九十四人のうち、衆議院議員安倍晋三事務所から推薦のあった人の人数は何人ですか。衆議院議員安倍晋三事務所から推薦のあった人の功績の確認の方法とともに示して下さい。

九 「桜を見る会」に特定の者が連続して招待されることは、必ずしも適切ではないとも考えられ、招待者の確認の中で、その者の過去の招待実績についても確認する必要があると考えますが、その確認の方法を各府省ごとに示して下さい。右質問する。

内閣衆質二〇一第一六号
令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄の真実性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員山井和則君提出「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄の真実性等に関する質問に対する答弁書

一及び二について
平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者名簿については、廃棄されている。

お尋ねの「廃棄した日付がわかる文書、書類」及び「招待者名簿を管理している担当者の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」については、それぞれの開催日から一年程度後に、平成三十一年度までに開催された「桜を見る会」については、その終了後遅滞なく廃棄したものと認識している。

また、平成三十一年度までに開催された「桜を見る会」の紙媒体の招待者名簿については、内閣府において、廃棄に用いたシュレッダーの使用記録等から、令和元年五月九日に廃棄したことを確認しており、同招待者名簿が記録された電磁的記録についても、内閣府において、同月七日から同月九日までの間に、これを廃棄しているものと認識している。

三及び四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者名簿については、内閣府において、紙媒体及び電磁的記録の双方について廃棄されていることを確認している。この確認に当たり、御指摘の「ログ」を用いた調査は行っていない。

五について
平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者名簿については、三及び四についてお答えしたとおりであるため、御指摘の「再確認」を行うことは考えていない。

六について
お尋ねの平成十七年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者数の合計及びそのうち内閣府大臣官房総務課作成に係る招待者の内訳を記載した文書に「各界功績者（総理大臣等）」と分類されている招待者数について、内閣府の保有する文書により確認できる平成二十五年度以降の招待者数及び平成二十七年以降の「各界功績者（総理大臣等）」と分類されている招待者数をお示しすれば、次のとおりである。

また、お尋ねの招待者数の増加の要因については、招待者の選定基準が曖昧であり、結果として、長年の慣行の中で、招待者の数が膨れ上がってしまったことが実態であるものと認識している。

「招待者数の合計」

平成二十五年	一万六千六百六十九人
平成二十六年	一万二千八百二十一人
平成二十七年	一万三千六百九十七人
平成二十八年	一万三千六百八十三人
平成二十九年	一万三千九百十五人
平成三十年	一万五千九百十人
平成三十一年	一万五千四百二十人

「各界功績者(総理大臣等)」

平成二十七年 七千三百八十五人
平成二十八年 七千六百五人
平成二十九年 七千五百九十五人
平成三十年 九千四百九十四人
平成三十一年 八千八百九十四人
七及び八について

「推薦のあった人の功績の確認の方法」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「各界功績者(総理大臣等)」の推薦者ごとの内訳及び安倍晋三衆議院議員事務所から推薦のあった人数については、資料を保有していないことから、お答えすることは困難であるが、招待者の選定については、内閣官房及び内閣府において氏名や役職等の情報を基に最終的に取りまとめたところである。

また、平成三十一年度開催された「桜を見る会」の招待者のうち、御指摘の「各界功績者(総理大臣等)」が半数を超えているとの御指摘については、招待者の選定基準が曖昧であり、結果として、長年の慣行の中で、招待者の数が膨れ上がってしまったことなどによるものと認識している。

いずれにせよ、「桜を見る会」については、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて一般的な見直しを、幅広く意見を聴きながら行うこととしている。

九について
お尋ねの「その確認の方法」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員櫻井周君提出検査の捜査を受けている者がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすかどうかに関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出公文書管理法の違反に対する罰則に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出検疫体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出iPS細胞ストック事業への支援についての不透明な意思決定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出カジノ事業者からの納付金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出保釈中及び実刑確定後の逃亡についての対策に関する質問に対する答弁書

令和二年一月二十三日提出
質 問 第一七号
検査の捜査を受けている者がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすかどうかに関する質問主意書
提出者 櫻井 周

検査の捜査を受けている者がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすかどうかに関する質問主意書
提出者 櫻井 周

検査の捜査を受けている者がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすかどうかに関する質問主意書
提出者 櫻井 周

「刑事事件」という性質上、捜査に支障をきたしてはならない」と述べ、かけられた疑惑について説明しない事例が相次いでいる。
そこで、以下質問する。

一 検査に告発されたり、検査の捜査を受けている国会議員がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすことがあるのか。

二 捜査に支障をきたすことがありえるとするれば、具体的にどのような発言が、どのように支障をきたすのか。
右質問する。

内閣衆質二〇一第一七号
令和二年二月四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出検査の捜査を受けている者がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出検査の捜査を受けている者がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすかどうかに関する質問に対する答弁書
一及び二について
お尋ねは、具体的な事例における捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

令和二年一月二十三日提出
質 問 第一八号
公文書管理法の違反に対する罰則に関する質問主意書
提出者 櫻井 周

公文書管理法の違反に対する罰則に関する質問主意書
提出者 櫻井 周

公文書等の管理に関する法律(以下、「公文書管理法」)は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としている。このように公文書管理には民主主義の根幹を支える重要な目的があるにも拘わらず、安倍晋三政権においては、学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書の改竄や南スーダンに派遣された自衛隊の日報の隠蔽など公文書管理法の違反事件が頻発している。

こうした事態を踏まえて、政府は二十八年六月五日に行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議を総理大臣官邸で開いた。安倍晋三総理大臣は「何が問題だったのか、反省すべきは真摯に反省し、公文書管理の適正を確保するために必要な見直しを徹底的に実施する」と述べるとともに、「行政全体の信頼が損なわれたことは痛恨の極みだ。行政の長として国民に深くおわび申し上げる」と改めて謝罪。「公文書は国民共有の知的資源だ。この原点に立ち返り、危機感を持って再発防止に全力をあげなくてはいけない」と決意を示した。

そして、二十八年七月二十日に、安倍総理大臣は総理大臣官邸で行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議を開催し、「本日、一連の公文書をめぐる問題に対する再発防止のための取組を決定しました。公文書は国民と行政をつなぐ最も基礎となるインフラです。政府職員一人一人がこのことを肝に銘じ、コンプライアンス意識を高めることが何より重要です。新人から幹部に至るまで、対面の研修などによって徹底的に意識を植え付け、人事評価にも反映させることで、公務員の文化として根付かせるようにしてまいります。政府全体として実効性のある公文書の管理を実現する

るため、内閣府に政府CRO(チーフ・レコー
ド・オフィサー)を、各府省には公文書監理官(各
府省CRO)を設置し、公文書管理に関する責任
体制の明確化、監査機能、ガバナンスの大幅な強
化を図ります。電子決裁文書について、事後修正
ができないシステムに改めます。さらに、行政文
書をより体系的・効率的に管理するため、行政文
書は電子的に管理することを基本とする、抜本的
な改革を進めてまいります。そのため、行政文書
の作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子
的に行う仕組みの構築について、本年度中に基本
的な方針を策定します。一度失われた信頼を取り
戻すことは至難ではありませんが、私たちはそれ
を成し遂げなければなりません。危機感を持って、
再発防止に全力を尽くす。各関係者の皆様におかれ
ましては、自ら先頭に立って、今回取りまとめた
事項を一つ一つ確実に実行に移し、適正な公文書
管理の徹底を期していただきたいと思ひます。」と
指示した。

しかしながら、「桜を見る会」の二千十三十七
年度の五年分の招待者名簿について公文書管理法
が義務づける行政文書の管理簿および廃棄簿への
記載を行わないなど桜を見る会をめぐる公文書の
管理において法令違反が発覚した。そこで、以下
質問する。

一 安倍総理大臣は、政府職員のコンプライアンス意識を高めることが何より重要であるところ、人事評価にも反映させるとのことであったが、「桜を見る会」の二千十三十七年度の五年分の招待者名簿について公文書管理法が義務づける行政文書の管理簿および廃棄簿への記載を行わなかった件について、歴代人事課長の処分が「厳重注意」では軽すぎてコンプライアンス意識を高めることができず、国民の信頼を回復することはできないと考えるが、政府の見解如何。

二 公文書管理法違反が頻発することを踏まえ

令和二年二月六日 衆議院会議録第五号 議長長の報告

ば、政府職員のコンプライアンス意識を高め国民の信頼を回復するためには、公文書管理法に厳しい罰則を規定すべきと考えるが政府の見解如何。

内閣衆質二〇一第一八号

令和二年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出公文書管理法の違反に対する罰則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出公文書管理法の違反に対する罰則に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「行政文書の管理簿および廃棄簿」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年年度から平成二十九年度までの各「桜を見る会」の招待者名簿について、行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿への必要な記載が行われなかった等の不適正な取扱いがあったこと(以下「本件事案」という。)については、内閣府において、本件事案の事実関係を総合的に評価した上で、内閣府本府職員の訓告等に関する規程(平成十三年内閣府訓令第六十六号)に基づき、平成二十三年年度から平成二十九年度までの間、内閣府本府行政文書管理規則(平成二十三年内閣府訓令第十号)において文書管理の実施責任者と位置付けられている文書管理者である内閣府大臣官房人事課長の職にあった職員五名を厳正に処分したところである。

政府としては、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成三十年七月二十日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決

定)において、公文書に関するコンプライアンス意識の改革を促す取組を含め、公文書管理の適正の確保に関する総合的な施策を定め、その着実な実施を図ってきたところである。

令和二年一月二十三日提出
質問 第一九号

検疫体制に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

検疫体制に関する質問主意書

中国の湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の患者が、日本国内でも確認されその拡大が懸念されている。危険感染症を流行させない為の日本国内の検疫体制について、以下質問する。

一 厚生労働省は空港などの検疫所で、サーモグラフィー等を使って入国者の発熱状況の確認を行っている。しかし、今回国内で感染が確認された男性は、解熱剤を使用しており発熱を感知されなかったため検疫を通過したとみられる。安倍内閣総理大臣は、一月二十一日の関係閣僚会議において検疫による水際対策などを一層徹底するよう指示した。だが、例えばサーモグラフィーによる検疫には、感染症の潜伏期や解熱剤使用時には患者の発見が困難となるなど、技術的な限界が存在する。水際対策の徹底とは、新たな検疫方法の導入を意味しているのか、あるいは、検疫に従事する人員の増強を意味しているのか、具体的にどのような内容なのか回答されたい。

二 中国では春節の連休が一月二十四日から始まり、帰省や旅行等で約三十億人が動くと言われており、旅行先として日本も人気となっており、空港等には多くの中国人観光客の来訪が予想される。また、今夏開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会においても諸外国

から多くの人々の来訪がある。さらに、観光立国日本を目指して、安倍内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」においては、訪日外国人旅行者数を令和十二年には六千万人に増やす目標を掲げている。空港等における検疫について、より強力な対策が必要と考える。

これまで東京オリンピック・パラリンピック競技大会にかかる感染症対策として、「水際対策の強化」、「疑似症報告等の感染症発生の早期探知システムの見直し」、「全国の自治体間で即時に感染症の発生情報を共有できる仕組みの整備」がとられてきた。今回の国内における新型コロナウイルスによる肺炎患者の確認という具体的な事案が発生したことを踏まえ、これまで実施してきた感染症対策について、さらに見直しを検討するか回答されたい。

三 国際定期便が就航している国内の空港のうち、花巻空港や新石垣空港には検疫所が設けられていない。これらの空港における検疫は、近隣の検疫所から人員を派遣して検疫を実施している。しかし、これらの空港よりも就航している国際定期便が少ない空港に検疫所が設けられていることからすれば、これらの空港にも早急に検疫所を設けるべきではないか。仮に近隣の検疫所からの人員派遣を継続するとしても、今後の訪日外国人旅行者数の増加を考えると検疫所の人員増強が不可欠と思われるがどのような対策を講じられるのか回答されたい。

四 今回の感染者の確認を受け、政府は首相官邸の危機管理センターに一月十五日付で情報連絡室を設置した。感染の拡大を防ぐためには初動が重要だと考えるが、災害などではなく今回のように感染症対策のために設置する情報連絡室の設置基準はどのようなものか回答されたい。

五 今回の新型コロナウイルスによる肺炎のような新しい感染症が次々に現れ世界的な問題と

なっている。また海外との交流の機会が増え、ヒトやモノの移動が活発化し、一地域における感染症が短期間に地球的規模で広がるリスクが高まっている。これらの事態に対応するには国内の医療機関の体制強化が必要と考える。

現在、バイオセーフティレベル4施設として国内で稼働しているのは、東京都武蔵村山市にある国立感染症研究所村山庁舎のみであり、新たに長崎大学が施設建設を進めている。また、平成三十一年四月一日現在で特定感染症指定医療機関は全国に四医療機関、病床数十床、第一種感染症指定医療機関は五十五医療機関、病床数百三床である。

国内で新型感染症患者の確認などの不測の事態が発生した場合、この体制で検体検査や患者の治療などの対応が可能と考えるか。また対応可能と答える場合、その根拠を具体的に示されたい。さらに、他の医療機関、地方公共団体等の関係機関との連携は十分にとることができるとの回答されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇一九号

令和二年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出検疫体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出検疫体制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、政府としては、サーモグラフィー等を用いた発熱の有無の確認や、空港等におけるポスターによる自己申告の呼び掛けに加え、湖北省武漢市及び上海市からの航空便

において実施されることとされていた健康カードの配布及び機内アナウンスについて実施範囲の拡大を航空会社へ要請し、現時点において、ほぼ全ての中国からの航空便において健康カードの配布及び機内アナウンスが実施されているところである。

また、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第十二号）により検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）第一条の規定を改正し、新型コロナウイルス感染症を検疫感染症に指定し、より実効的な検疫の措置の確保を図ったところであり、今後とも、必要な水際対策を徹底してまいりたい。

二について

御指摘の「これまで実施してきた感染症対策」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、政府としては、令和元年八月一日に二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議において策定された二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画に基づき、必要な感染症対策を行ってまいりたい。

三について

御指摘の「これらの空港よりも就航している国際定期便が少ない空港に検疫所が設けられていることからすれば」の意味するところが必ずしも明らかではないが、検疫所については、各地域における検疫業務の実施体制等を総合的に勘案して設置しているところである。

また、訪日外国人旅行者の増加への対応については、これまでも計画的に検疫所の定員の増員を図ってきたところであり、令和二年度においても五十人の増員を行うこととしている。

四について

政府は、重篤性、感染性等に照らして危険性の高い感染症の発生を含む緊急事態の可能性がある情報等を把握した場合、事態の状況に応じ、広く情報収集等を行うため、官邸危機管理センターに情報連絡室を設置することとしている。

五について

御指摘の「新型感染症患者の確認などの不測の事態が発生した場合」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和二年一月二十三日提出

質問 第二一〇号

医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問主意書

医療分野の研究開発を進めるために、研究現場の状況やニーズを踏まえ、省庁の枠にとらわれずに機動的かつ効率的に配分するとの考え方に基つき、内閣府の予算に計上される科学技術イノベーション創造推進費の一部として、医療分野の研究開発関連の調整費という予算項目があり、これまでは国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の理事長の裁量で配分してきたところであるが、二〇一九年十一月十四日に健康・医療戦略推進本部が決定した、令和元年度第二回医療分野の研究開発関連の調整費の実行計画において、ゲノム・医療データ基盤の構築に向けた取り組みなどに合計八十八・四億円が、初めてトップダウン型経費（健康・医療戦略推進本部による機動的な予算配分）として配分されることになった。

一 決定については、厚生労働省の幹部職を併任している内閣官房の健康・医療戦略推進室の一言僚が独断で決めたもので、手続きが不透明ではないかとの批判があるが、そもそもトップダウン型経費とは、「医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針」によれば、（一）ある領域で画期的成果が発見されたこと等により、当該領域へ研究開発費を充当することが医療分野の研究開発の促進に大きな効果が見込まれる場合、（二）感染症の流行等の突発事由により、可及的速やかに研究開発に着手する必要がある場合に配分するとされているところであり、今回決まったトップダウン型経費の実行計画の内容は、このどちらに該当するのか。事業名ごとに答弁されたい。

二 今回のトップダウン型経費は、どのような手続きにより決定されたのか。具体的にいつ誰が原案を作成し、いつどのような会議に諮って、いつ誰の、どのような役職者の了承や裁可を経たもののなか。右質問する。

内閣衆質二〇一九号

令和二年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問に対する答弁書

一について

「令和元年度第二回医療分野の研究開発関連の調整費の実行計画」（令和元年十一月十四日健

康・医療戦略推進本部決定)においては、「健康・医療戦略推進本部による機動的な予算配分(トップダウン型経費)」として、「ゲノム・医療データ基盤の構築に向けた取組み」、「認知症研究の推進」及び「再生医療等研究の推進」の各事業について予算配分を実施することを決定しており、いずれの事業についても、「医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針(平成二十六年六月十日健康・医療戦略推進本部決定)三の①の(ア)のある領域において画期的な成果が発見されたこと等により、当該領域へ研究開発費を充当することが医療分野の研究開発の促進に大きな効果が見込まれる場合等に配分」に該当するものである。

二について

お尋ねについては、関係各省の提案等を踏まえ、令和元年十月二十三日に開催した健康・医療戦略推進本部健康・医療戦略推進会議ゲノム医療協議会での議論等を経て、内閣官房健康・医療戦略室が案を策定し、同年十一月十四日に健康・医療戦略推進本部において決定したものである。

令和二年一月二十三日提出
質問 第二一 号

IPS細胞ストック事業への支援についての
不透明な意思決定に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

IPS細胞ストック事業への支援について
の不透明な意思決定に関する質問主意書
二〇一九年十一月二十七日の科学技術・イノベーション推進特別委員会における、京都大学IPS細胞研究所が行っているIPS細胞ストック事業への支援打ち切りの動きについての私の質問に関し、理事会協議事項となった件について、十二月九日の同委員会において、政府から説明が

あったものの、津村啓介委員長は、「政府の説明は、報道されている山中先生の発言内容との関係において、なお確認を要する部分がある旨、この間の理事会等でも議論があったところでございませう。委員長といたしましては、今後とも理事会、委員会において継続して協議をお願いいたします。」と発言されている。このことに関し、以下質問する。

一 十二月九日の同委員会において、内閣官房健康・医療戦略室渡邊その子次長は、「内閣官房から、二〇年度から支援をゼロにすると伝えた事実はございません」と発言したが、私が再三にわたり求めているにもかかわらず、そのように伝えられたと公言している山中伸弥所長に今日まで事実確認を取らないままであるのは、立法府に対してきわめて不適切な対応なのではないか。相手の了解を得ぬままに、一方的に発言の事実を否定するのは、なんの根拠もなく虚偽答弁と言われても仕方がないのではないか。

二 二〇一九年八月九日、京都大学IPS細胞研究所に対して、健康・医療戦略室の和泉洋人室長と大坪寛子次長が示した「IPS細胞ストック製造事業法人化の進め方」という表題の資料を、私は二〇二〇年一月十五日に内閣官房の国会連絡室を通して資料要求したところ、資料の存在は認められたものの、提出の手続きに時間がかかっているとのこと、一週間以上経つてもいまだに示されていない。この資料は、どのような手続きにより決定されたのか。具体的にいつ誰が原案を作成し、いつどのような会議に諮って、いつ誰の、どのような役職者の了承や裁可を経たものなのか。適切な手続きを経ずに一部の官僚の独断で作成したからこそ、国会議員の資料要求に応じるための手続きにこれだけ時間がかかっているのではないか。

令和二年二月六日 衆議院会議録第五号 議長報告

内閣衆質二〇一第二一 号
令和二年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出IPS細胞ストック事業への支援についての不透明な意思決定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員早稲田夕季君提出IPS細胞ストック事業への支援についての不透明な意思決定に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の発言については、IPS細胞ストック事業への支援の在り方について専門家から御意見を伺う過程において、令和元年八月九日に山中伸弥京都大学IPS細胞研究所長と意見交換を行った際に、内閣官房健康・医療戦略室から令和二年度から支援をゼロにすると伝えた事実はない、との同室の認識に基づき述べたものである。

二について

御指摘の資料は、IPS細胞ストック事業に関する令和二年度以降の予算等の検討過程において、内閣官房健康・医療戦略室が内閣官房健康・医療戦略室長までの了承を得て作成したものである。

令和二年一月二十三日提出
質問 第二一 二 号

カジノ事業者からの納付金に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

カジノ事業者からの納付金に関する質問主意書
IR整備法の成立に担当副大臣として関わった、あきもと司衆議院議員が逮捕され、全容は明

らかになつていないため、法成立過程におけるカジノ事業者の関与が、この件に限らず疑われ、正当性に疑義が呈されている。

IR整備法第一条は、「カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進する」と謳い、「財政の改善に資することを目的の一つとして定めている。また、第百九十二条と第百九十三条で、カジノ事業者は国に十五パーセント、認定都道府県等に十五パーセント、計三十パーセントの納付金を納付することになっているが、この納付金が財政の改善に資するものになっているのか、決定過程に遡って説明する責任が政府にはあるので、質問する。

一 IR整備法は、各月に顧客から交付等を受けたチップの価額から、顧客に対して交付等をしたチップの価額を減じた額と、顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額の合計額(以後、カジノ行為粗収益の計三十パーセントを納付するようカジノ業者に義務付けている。

この納付率の決定に当たっては、どのような考え方に基づいて、また何を参考としたのかを説明されたい。

二 納付率の決定は「財政の改善に資する」ことを十分に考慮して定めたものか。

三 IR(カジノを含む統合型リゾート)を整備する認定都道府県への納付金をカジノ行為粗収益の十五パーセントとしたのは、整備と整備後に要する見込み額を算定し、それを上回ることを見込んでのことか。そうでないとすれば、どのような経緯と根拠で十五パーセントと法定したのか。

四 内閣府に、IRに関する海外出張実績を尋ねたところ、「内閣府大臣官房カジノ管理委員会設立準備室が設置された平成三十年八月十四日

以降の実績」という「注」入りで、十一か国もの海外出張実績の一覧(以後、一覧)を入手することができた。

一覧によれば、I Rに関する海外出張は、シンガポールに九回四十八人、米国に八回三十三人、マカオに四回十七人、オーストラリアに三回十二人、カナダに二回六人、デンマークに一回二人、マルタに一回二人、ジャマイカに一回四人、イタリアに一回六人、英国に一回六人、スペインに一回六人が二〇一八年九月から二〇一九年十月までの間に行ったことになっている。

しかし、特定複合観光施設区域整備推進会議に提出された資料を見ても、これら十一か国における納付金に相当する情報は乏しく、米国、シンガポール、マカオ、オーストラリアの四か国分しかなかった。これら四か国において、カジノが立地している自治体や国への納付率(または公租公課率)はいくらか。各国ごとに把握していれば明らかにされたい。

五 特定複合観光施設区域整備推進会議の資料にはない、カナダ、デンマーク、マルタ、ジャマイカ、イタリア、英国、スペインにおいてカジノが立地している自治体や国への納付率(または公租公課率)はいくらか。各国ごとに把握していれば明らかにされたい。

六 内閣府に求めて提供された資料によれば、デンマークでは、カジノ事業者は収入の最大七十五パーセントを納税しなければならないとされている。デンマークの公租公課率が、特定複合観光施設区域整備推進会議に提供されなかったのは何故か。デンマークへの出張では、どこへ行き、誰に会い、何を調査してきたのか、明らかにされたい。

内閣衆質二〇一第二二号

令和二年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出カジノ事業者からの納付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出カジノ事業者からの納付金に関する質問に対する答弁書

一及び二について

特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第九十二条第一項第一号に掲げる額(以下「国庫納付金のカジノ行為粗収益比例部分」という。)及び同法第九十三条第一項に規定する額(以下「認定都道府県等納付金」という。)については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成二十九年七月三十一日特定複合観光施設区域整備推進会議(以下「取りまとめ」という。)において示された、納付金の「G R 比例部分」について「諸外国との実効負担の比較及びI Rを取り巻く競争環境を踏まえ、その水準を定めることとすべきである」との考え方に基づき、我が国と同様にカジノ事業者の免許数を制限している諸外国の実効負担率の水準を参考に定めたものであり、同法第一条という「財政の改善に資する」ものであると考えている。

三について

御指摘の「整備と整備後に要する見込み額を算定し、それを上回る」との意味するところが必ずしも明らかではないが、認定都道府県等納付金については、取りまとめにおいて、「I R 区域の整備は国と地方がそれぞれの役割を果たすこととなっており、カジノ事業からの収益を国・地方がそれぞれ幅広く公益目的に用いるという観点から、納付金(G R 比例部分)及び

入場料の配分については、国と認定都道府県等で折半すべきである」とされたことを踏まえ、国庫納付金のカジノ行為粗収益比例部分と同額としたものである。

四について

お尋ねについては、取りまとめに示されているとおり、カジノ粗収益に比例して課される税の税率は、米国ネバダ州ではカジノ粗収益の額に応じて三・五パーセント、四・五パーセント又は六・七五パーセント、シンガポールではゲームを行った顧客の区分に応じて五パーセント又は十五パーセント、マカオでは主な税率として三十五パーセント、オーストラリアのビクトリア州では主な税率としてゲームの種類等に応じて九パーセント、二十一・二五パーセント又は三十一・五七パーセントとなっているものと承知している。

五について

お尋ねについては、把握していない。

六について

御指摘の「デンマークの公租公課率」については、取りまとめに向けた特定複合観光施設区域整備推進会議の審議が行われた当時、政府として把握しておらず、また、同会議の委員からの求めもなかったものである。

また、お尋ねのデンマークへの出張については、コペンハーゲンにおいて開催された国際ゲーミング規制者協会(International Association of Gaming Regulators)の年次総会に出席し、外国規制当局と意見交換を行ったものである。

令和二年一月二十四日提出
質問 第二二三号

保釈中及び実刑確定後の逃亡についての対策に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

保釈中及び実刑確定後の逃亡についての対策に関する質問主意書

保釈とは、裁判所が、保釈金の納付等を条件として、勾留の執行を停止し、被告人を現実の拘束状態から解く制度である。諸外国においても、一定の条件を設定した保釈が制度化されており、適切に運用されている限りにおいて問題はないと言える。

しかしながら、カルロス・ゴーン被告人がプライベートジェットの出国手続を悪用して保釈中に海外逃亡したことが、令和元年十二月三十一日に明らかとなった。これ以外にも、保釈中の逃亡や保釈中に別の事件を起こして起訴される事例、実刑確定後の収容において検察事務官の面前で逃亡されるといった、保釈制度の信頼を失う事実が明らかとなっている。

このような事態を受け、令和二年一月二十一日、森まさこ法相は記者会見において保釈中の被告人の逃亡を防止するための刑事法の整備について、二月に法制審議会へ諮問すると言及した。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 令和二年一月十九日、森まさこ法相は関西国際空港のプライベートジェット専用施設を視察し、現在は不法な出国ができない事を確認したと聞く。プライベートジェットの専用施設がある羽田、成田、中部、関西の四空港の保安検査は、同年一月六日から義務づけられたとのことだが、どのような法的根拠により対策を指示し、どのように運用を変更させたのか。また、空港の運営事業者が変更されても強制力を持つて継続されるのか、詳細を伺いたい。

二 法制審議会においては、GPS発信機を装着させて保釈中の被告人の逃亡を防止する制度も含めて検討が行われる見込みだと聞く。複数の新聞報道によると、海外ではGPS発信機を外しての国外逃亡の事例もあるとのことである。

また、諸外国では、GPS発信機の装着に加え、制限住所に設置した電子機器による所在確認の事例もある。有識者からは、日本でもGPSデータが得られない事態を念頭に置いた議論が必要だとの見解もあるが、検討の方向性について政府の見解を問う。

三 被告人が保釈後に逃亡や犯罪を重ねた事例を踏まえれば、裁判所の保釈の判断において、検討すべき要素の見落としがあったと考えられる。検察官が意見を付し、準抗告や抗告を受けた際の判断基準については見直しが必要ではないか、政府の見解を問う。

四 保釈制度は現在も運用されていることから、問題点があるならば、速やかに刑法等の改正を行うことが必要と考えるが、いつ頃までに法制審議会の答申を得ることを想定しているか。

五 現在の実刑確定後の収容においては、検察には逃亡を確実に防ぐ装備や人員が不完全にしか確保されていないことが、大阪・横浜地方検察庁の報告書より明らかとなり、収容体制が強化されると聞く。しかしながら、拳銃や耐刃防護衣を装備した警察官が収容行為から施設まで同行しなければ、逃亡を確実に防ぐことは不可能であり、事案により警察に協力を求める運用から、原則として警察官が同行する運用とするべきではないか、政府の見解を問う。

六 令和二年一月五日、森まさこ法相は保釈中の被告人の逃亡が正当化される余地はないとコメントを発表した。だが、海外メディアからは、長期間の身柄拘束は人質司法、政治的迫害、逃亡する正当な権利等、日本の刑事司法制度に対する疑問や批判が見られた。法制審議会への諮問事項には、諸外国の身柄拘束期間や拘束状況と比較した見直しが含まれているか伺いたい。右質問する。

内閣衆質二〇一第二三号

令和二年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出保釈中及び実刑確定後の逃亡についての対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出保釈中及び実刑確定後の逃亡についての対策に関する質問に対する答弁書

一について

ビジネスジェット機搭乗者の手荷物に対する保安検査については、本年一月六日、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第一項に規定する保安上の基準の解釈を変更し、ビジネスジェット機に搭乗する者の手荷物のうち大型荷物について保安検査を実施しなければならぬ旨、空港会社等の空港の設置者等に対して通知したところである。

二、四及び六について

お尋ねの法制審議会への諮問については、そのための準備を進めているところであり、その諮問事項及び答申を得る時期について、申し上げる段階にない。

三について

お尋ねは、保釈に関する裁判所又は裁判官の判断及びその評価に関わるものであり、政府としてお答えする立場にない。

五について

収容状は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百八十九条において準用する同法第七十条第一項に基づき、検察官の指揮によって、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行するとされているところ、検察事務官が収容状を執行するに際しては、必要に応じて警察

官に協力を求めている。その際、どのような協力を求めるかについては、事案に応じて適切に判断しているものと承知している。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一一〇円	一二二円